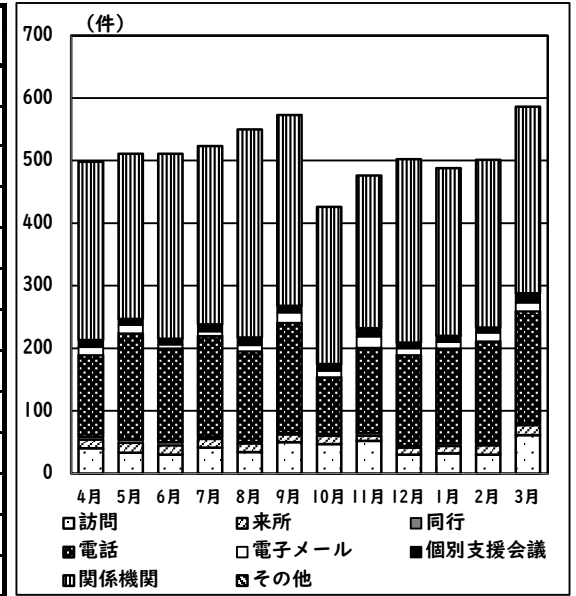


令和7度 生活支援センターあけびの概況報告（4月～3月）

1、障害者相談支援業務の概況

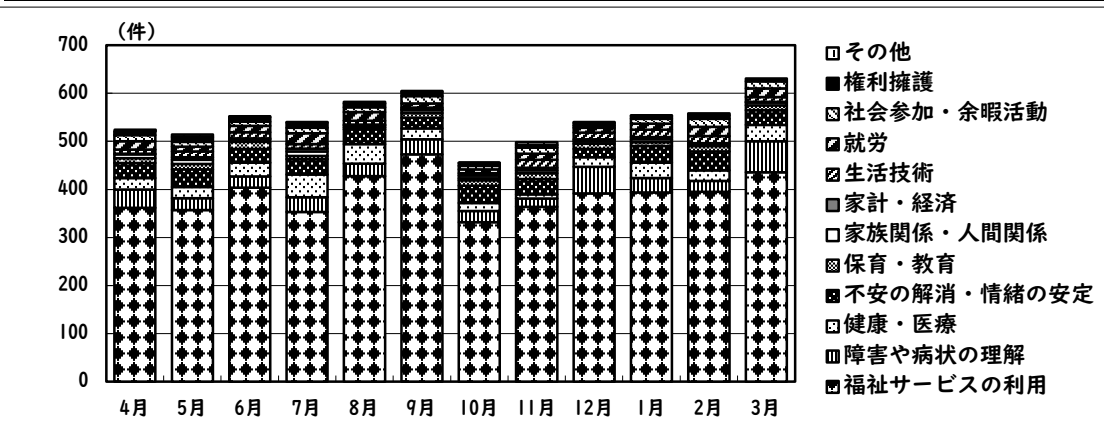
（1）障害者相談支援事業 相談件数（相談方法）

	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	月合計
4月	40	14	4	131	13	11	285	0	498
5月	33	16	5	170	13	10	264	0	511
6月	30	15	5	150	6	9	296	0	511
7月	41	14	3	162	7	11	285	0	523
8月	34	14	2	145	10	12	333	0	550
9月	50	12	2	177	16	11	305	0	573
10月	47	13	3	91	10	11	251	0	426
11月	52	8	4	137	18	13	244	0	476
12月	30	11	3	145	11	9	293	0	502
1月	32	12	4	152	10	10	268	0	488
2月	30	15	3	163	14	8	268	0	501
3月	61	16	2	180	14	15	298	0	586
合計	480	160	40	1803	142	130	3390	0	6145

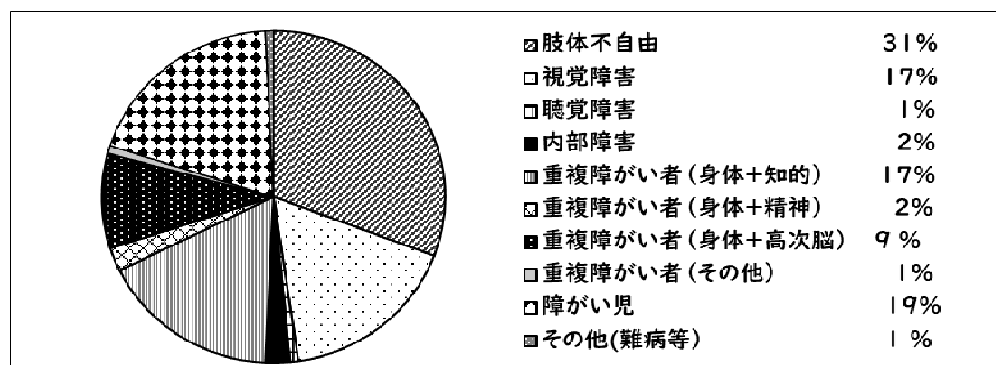


（2）障害者相談支援事業 相談件数（相談内容）

	福祉サービスの利用	障害や病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒の安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	月合計
4月	362	38	24	31	10	8	1	9	17	13	8	3	524
5月	357	25	23	37	11	9	5	12	10	10	10	5	514
6月	404	23	29	28	15	5	2	13	13	9	9	2	552
7月	353	31	47	32	7	9	6	9	23	11	11	1	540
8月	428	26	40	31	4	4	2	8	18	10	8	3	582
9月	473	31	23	22	10	6	2	3	9	15	9	2	605
10月	332	23	17	36	11	4	6	5	8	7	6	1	456
11月	364	17	9	32	12	6	5	17	12	13	5	6	498
12月	392	55	20	17	11	5	4	14	10	5	5	2	540
1月	394	30	32	34	8	6	5	15	13	10	6	1	554
2月	395	23	22	39	11	5	1	15	19	17	7	4	558
3月	436	64	34	31	10	6	1	10	18	15	6	0	631
合計	4690	386	320	370	120	73	40	130	170	135	90	30	6554



(4) 相談対象者障がい種別



2、障害者相談支援事業の内容について

(1) 福祉サービスの利用等に関する支援

- ・ 障害福祉サービス利用に関する相談、調整
- ・ 児童福祉法に基づくサービス利用に関する相談、調整
- ・ 障害福祉サービス、児童福祉法に基づくサービスの代行申請
- ・ 障害支援区分認定の代行申請
- ・ 地域生活支援事業のサービス利用計画の作成
- ・ 相談支援事業所に関する相談、調整、説明
- ・ 調整会議の開催
- ・ 利用者負担額の試算及び減免に関する情報提供、減免申請代行
- ・ 利用者負担上限額管理についての情報提供
- ・ サービス提供事業者との連携及びサービス利用内容要望等の連絡、調整
- ・ サービス提供事業所への見学同行、ケース報告
- ・ 市内転出入に伴う情報共有
- ・ 障害者手帳の申請、更新、再交付、等級変更等に関する相談、代行
- ・ 障害年金に関する相談、申請援助
- ・ 介護保険制度に関する相談
- ・ ヘルプカード、ヘルプマークの情報提供
- ・ ケアマネジャーとの連携、連絡、調整
- ・ 地域包括支援センターとの連携、連絡、調整
- ・ 他の相談支援事業所との連携、連絡、調整
- ・ 家族の介護力不足に伴う、緊急対応の調整・同行
- ・ 介護保険課、地域包括ケア推進課、健康課、環境保全課、生活支援課との連携
- ・ 郡山保健所との連携、連絡、調整

など

(2) 障害や病状の理解に関する支援

- ・ 本人の病状に関する相談
- ・ 本人の障がい特性の理解促進
- ・ 障がい受容に関する支援
- ・ 本人の病状や障がいについての医師や病院相談員との連携、相談

など

(3) 健康・医療に関する支援

- ・ 訪問診療等に関する情報提供
- ・ 訪問看護ステーションとの連携、連絡、調整
- ・ 障がい特性に応じた医療機関の情報提供
- ・ 病状について医療機関との連携、連絡、調整
- ・ 入退院に伴う医療機関、家族、支援機関との連携、連絡、調整
- ・ 難病患者等への支援
- ・ 健康維持、促進に関する相談

など

(4) 不安の解消・情緒の安定に関する支援

- ・ 生活の不安に関する相談、生活状況の確認
- ・ 専門の相談支援機関の紹介

など

(5) 保育・教育に関する支援

- ・ 特別支援学校進路担当者との連絡、情報交換
- ・ 養護学校卒業後の進路に関する相談
- ・ 就学、進学に関する情報提供、相談
- ・ 学校への通学に関する相談
- ・ 通信制高校や復学に関する相談
- ・ 学校での医療的ケア等の支援に関する相談
- ・ 学校への通学方法の相談

など

(6) 家族関係・人間関係に関する支援

- ・ 家族と本人との関係性についての相談
- ・ 近隣住民や友人関係に関する相談
- ・ 当事者間でのトラブルに関する相談
- ・ 入所先での人間関係や生活についての相談
- ・ 家族支援に関して介護保険事業所等との連携、連絡、調整
- ・ 家族の入院等に伴う関係機関との連携、連絡、調整

など

(7) 家計・経済に関する支援

- ・ 心身障害者（児）医療制度に関すること
- ・ 高額医療制度に関しての相談
- ・ 特定疾患医療に関すること
- ・ 障害年金に関すること
- ・ 生駒市交通費助成に関すること
- ・ 生活保護に関すること
- ・ 日常生活自立支援事業の利用による金銭管理の進捗状況の共有
- ・ 障がい者割引サービスに関しての情報提供
- ・ 借金や生活費、お金の使い方に関すること

など

(8) 生活技術に関する支援

- ・ 障がい者家族の介護負担軽減の方策についての相談支援、傾聴
- ・ 緊急通報システムに関しての情報提供
- ・ 介護タクシー、子育てタクシー、福祉有償運送サービスに関する情報提供
- ・ 民間有償サービス（施設や病院内での支援、家事代行、配食サービス等）に関しての情報提供
- ・ 日常生活用具の購入についての情報提供、申請代行
- ・ 補装具の給付についての情報提供、連絡、調整、申請代行
- ・ 福祉機器に関しての業者との連絡、利用援助
- ・ まごころ収集に関すること
- ・ 子育て支援に関すること
- ・ 親の加齢に伴う将来の生活の場についての相談
- ・ 大家、不動産業者との連絡、引っ越しに関すること

など

(9) 就労に関する相談

- ・ 仕事に関しての相談、情報提供、同行
- ・ 休職・復職に関すること
- ・ 障害者就業・生活支援センターとの連携、連絡、調整
- ・ 高校卒業後の就職先に関すること
- ・ 就労の継続に関する相談

など

(10) 社会参加・余暇活動に関する支援

- ・ サロンの紹介、参加支援
- ・ 各種教室や行事への参加支援
- ・ ボランティア資源の開拓
- ・ 当事者団体やサークルに関すること

など

(11) 権利擁護に関する支援

- ・ 成年後見制度の情報提供
- ・ 日常生活自立支援事業に関する情報提供、連絡、調整
- ・ 虐待の疑いに関する相談
- ・ 触法に関すること

など

(12) その他

- ・ 研修会へ参加

など

会 議 ・ 研 修 名	内 容	日 時 ・ 場 所
いこまる相談窓口職員研修	地域共生社会の実現に向けて、特定の分野・機関だけではなく、人々が幅広く支え合う社会にするために、今自分たちができることを考える。	5月1日 生駒市役所
あいサポートメッセンジャー養成講座	「あいサポート運動」のメッセンジャーになるために、あいサポート運動の内容や目的、研修の進め方を学ぶ。	5月28日 奈良県庁本庁舎
奈良養護学校見学会	学校見学を通じて、奈良養護学校の理解と連携を深める。	6月20日 奈良養護学校
障害支援区分認定調査員研修	公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識や技術の習得する。	6月25日 奈良県 橿原 総合庁舎
相談支援従事者初任者研修	相談支援に関しての講義を受け、演習等を行い、相談支援従事者としてのスキルを身につける。	8月21日～12月17日 奈良県産業会館
発達・精神の支援に関する勉強会	10代の発達・精神に障がいのある児童への支援について、実際の支援でのポイントを学ぶ。	10月30日 生駒市役所
郡山保健所難病関係職員研修会	在宅療養中の重症難病者の医療生活の実態や災害発生時の問題点を理解し、支援者それぞれができる平時からできる災害対策について考えるとともに支援者同士の連携を図る。	11月20日 郡山総合庁舎
自立支援協議会くらし部会 住まいに関する勉強会	グループホームで実際の支援について発表を聞くとともに、支援者が普段感じている課題などについて意見交換を行う。	12月6日 生駒メディカルセンター
奈良県医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修	医療的ケア児等コーディネーターとして医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていくための地域での実践力を獲得するため、事例を通じて支援の実際と課題、社会資源について共有する。	12月23日 奈良県産業会館
障害のある人の「きょうだい児」から暮らしを考えるセミナー	それぞれの立場から、現状や課題を聞き、きょうだい児やきょうだい児の家族、社会全体が幸せになっていくためには、どのような視点が大切か、そして社会でどのような仕組みが必要かについて学ぶ	2月2日 奈良商工会議所
いこまる相談窓口職員研修	地域の見守り強化に向けた講演会 (ゲートキーパー支援センター・消費者センター)	2月6日 生駒市コミュニティーセンター

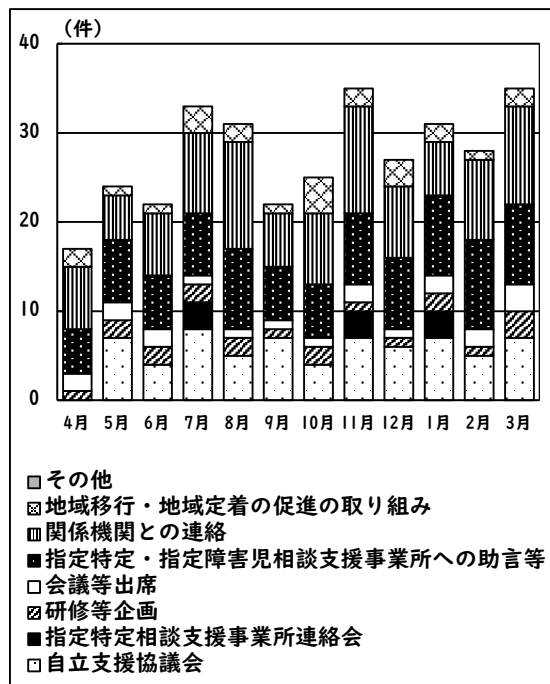
3、相談支援業務の傾向について

- ・ 例年、新規利用者也増加しているが、転出や死亡、介護保険への完全移行などで、相談支援事業所としてのかわりを終了するケースもあり、実人数の大幅な増加はない。
- ・ 年齢層は、小学校1年生～98歳と幅が広く相談内容は多岐にわたる。児童に関する相談は増加傾向にある。相談者全体に占める65歳以上の割合は、全体の4分の1程度となっている。相談支援の利用者全体の男女比では、男性の方が1.5倍多い。
- ・ 年々相談支援利用者の高齢化が進んでおり、介護保険との併用者も増えている。特に視覚障がいの方は足腰の衰えはなく、慣れた自宅内での支援は必要ない方が多い。また、生活介護で工賃をもらっていたり、就労継続支援を利用されている方も多くおられるが、65歳以上になっても「働きたい」というニーズに対して、介護保険事業所で本人が望む就労のような活動を提供している事業所はないのが現状である。一般就労が難しく福祉サービスが居場所としての利用となっているが本人が何らかの就労を求めている場合には、介護保険サービスやインフォーマル資源を含めた新たな活動や参加に関する対話に時間を要す場合がある。新しい環境への不安も大きくなるため、ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携が重要になってきている。
- ・ 家族支援が必要なケースが増え、ニーズも複雑化しており、一回あたりの相談時間は増えている。すぐに解決できるものではない課題も多く、他機関などとも連携したチームでの支援が不可欠になっている。
- ・ 中途障がい者で、特に発達障がいや高次脳機能障がいを重複されている方の中には、自身や家族が障がいを受容していないことも多く、障がい受容に対する支援が必要である。また、進行性の疾患の方も多くいるため、今までできていたことができなくなる葛藤や終末期への支援も必要であり、将来の見通しを立てることや相談員としての関わり方の難しさを感じる場面もある。
- ・ 就労訓練の事業所や一般就労先、地域のサロンや教室への参加を希望された場合でも、その場所まで行く移動手段がなく困ることが多い。ここ最近では就労継続支援B型の事業所でも送迎を行っている事業所ができていますが、送迎できる範囲は限られている。また、生駒市の地形柄、家から出るのに階段があり介助者が抱えて移動しないと家から出れない住宅も多く、外出を妨げることもある。
- ・ 家族の高齢化に伴い在宅での生活の継続が難しくなっておられる方が増えている。自宅内に支援者が訪問するサービスの利用に抵抗のあるご家庭もある。また、親亡き後の住まいとしては障がいの程度に関わらず、共同生活援助の利用を希望される方が多い。ひとり暮らしの実現可能性がある方でも支援者がいる安心感を求められる場合が多い。
- ・ 主たる介護者が就労されている場合も多い。小学生になり養護学校に通う場合は帰り時間が早いため学校の送迎バスに乗れないと保護者の送迎の負担が増えてしまう小学校1年生の壁、中学生になると学童がなくなってしまう中学校1年生の壁、放課後等デイサービスは1日利用でも開所時間が昼前位であることが多く長期休暇時には空白の時間帯が生じてしまう長期休暇時の壁、放課後等デイサービスから生活介護に移行する時夕方の支援時間が放課後等デイサービスに比べて短くなる生活介護の壁等がある。家族が就労を継続するためには、朝や夕方などの親が不在の時間帯に本人が安全に過ごせる手立てが必要であるが、通所事業所では対応していない時間となることがほとんどで、預かりの支援や外出支援で生活調整をはかろうとするが、人手不足やマッチングする事業所が少ないなど本人や家族の希望通りに利用できないことが増えている。

4、基幹相談支援センター等機能強化事業の概況

(3) 基幹相談支援センター等機能強化事業の内容件数

	自立支援協議会	指定特定相談支援事業所連絡会	研修等企画	会議等出席	指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等	関係機関との連絡	地域移行・地域定着の促進の取り組み	その他	月合計
4月	0	0	1	2	5	7	2	0	17
5月	7	0	2	2	7	5	1	0	24
6月	4	0	2	2	6	7	1	0	22
7月	8	3	2	1	7	9	3	0	33
8月	5	0	2	1	9	12	2	0	31
9月	7	0	1	1	6	6	1	0	22
10月	4	0	2	1	6	8	4	0	25
11月	7	3	1	2	8	12	2	0	35
12月	6	0	1	1	8	8	3	0	27
1月	7	3	2	2	9	6	2	0	31
2月	5	0	1	2	10	9	1	0	28
3月	7	0	3	3	9	11	2	0	35
合計	67	9	20	20	90	100	24	0	330



5、基幹相談支援センター等機能強化事業の内容について

(1) 自立支援協議会

- ・ 担当者会及び専門部会（くらし部会・こども支援部会・権利擁護部会）への参加、打合せ

(2) 指定特定相談支援事業所連絡会

- ・ 指定特定相談支援事業所連絡会への参加

(3) 研修等の企画

- ・ 介護保険事業所向け研修等の企画
- ・ 事業所向け研修（ケース検討会）の企画

など

(4) 会議等出席

- ・ 指定特定相談支援事業所主催の担当者会議に参加
- ・ 学校、病院、ケアマネジャー等主催の会議への参加
- ・ 生駒市放課後等デイサービス連絡協議会への参加
- ・ 重症心身障害者が通う生活介護事業所連絡協議会への参加
- ・ 重症心身障害児が通う放課後等デイサービス連絡協議会への参加

など

(5) 指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等

- ・ 相談支援専門員からの相談への助言、情報提供
- ・ 利用者宅への訪問同行、面談同席
- ・ 相談支援従事者初任者研修でのファシリテーター

など

(6) 関係機関との連携

- ・ 病院、訪問看護事業所との連携、情報提供
- ・ ケアマネジャー、地域包括支援センターとの連携、情報提供
- ・ こども家庭センターとの連携、情報提供
- ・ 奈良県重症心身障害児者支援センターとの連携、情報提供
- ・ 特別支援学校との連携、情報提供
- ・ 福祉サービス事業所との連携、情報提供

など

(7) 地域移行・地域定着の促進の取り組み（一人暮らし体験調整等）

- ・一人暮らし体験利用者への情報提供、利用調整、アセスメント
- ・一人暮らし体験事業所との連携

など

(8) その他

6、基幹相談支援センター等機能強化事業の傾向について

- ・利用者の高齢化に伴い、介護保険への移行や介護保険の併給のケースが年々増えてきており、地域包括支援センターやケアマネジャーとの連携や情報共有が増えてきている。また、地域包括支援センターやケアマネジャーから障害福祉サービス利用について、問い合わせを受けることも増えてきている。
- ・難病や医療的ケアが必要な相談者も多く、訪問看護ステーションを含む医療機関との連携は不可欠であり、年々そのようなニーズが増加している。また、他の相談支援事業所から医療的ケアが必要な方に対応してもらえる事業所の問い合わせもあり、奈良県重症心身障害児者支援センターとの情報共有により、医療的ケアが必要な方でも利用できる生駒市周辺の事業所の情報収集をしていく必要がある。
- ・本人が身体障がいがあるだけでなく、同居家族にも精神疾患があったり、家族が高齢で要支援者対象であったりなど、一つの世帯に複数の支援対象者がいる家庭が増加している。それに伴い、介護保険事業所や医療機関からの問い合わせも増加している。今後も本人や家族の高齢化に伴い、複合的な課題を抱える世帯はさらに増えていくと予想される。

7、相談支援業務の課題について

- ・ニーズの多様性や利用者の増加、支援者不足により市内の事業所のみで相談者の生活を十分に支えることが難しく、相談者が複数の選択肢から事業所を選べる状況ではない。そのため、近隣では新規の事業所が増えている現状も踏まえ、市外や県外の資源についての広範囲の情報収集をしていくことが不可欠である。
また、公的なフォーマル資源だけでなく、インフォーマル資源の必要性も強く感じている。しかし、現状では、まだ地域資源が少なくインフォーマル資源に関する情報はあまり表にでていない場合も多く、支援者間で課題認識の共有をしながら情報収集に努めているが、実態として過去に利用実績があり支援者との関係性ができていく地域資源の情報提供や調整に偏りがちになっている。
今後、医療的ケアの必要な人の行き場所や住む場所、入浴できる場所と支援してくれる人、車いすや介助が必要な人も通える就労場所など、ひき続き地域資源の拡充が必要だと考える。
- ・障がいが多様化、重複化し、複合的課題を抱える家庭が増加するなど、相談内容は複雑化の一途をたどっており、1ケースあたりの対応時間も増加している。こうした課題は、医療や生活困窮など複数の領域にまたがるが多く、相談員個人の知識や技術向上だけで解決を試みるには限界がある。そのため、他機関との相互の情報共有や顔が見える関係性づくりを行うことが重要である。さらに日頃から関わりのある事業所や機関とは日々連携を図り、困ったことがあれば早急に対応することで、利用者からも事業所からも安心してもらえる支援体制づくりを構築していく必要がある。
- ・介護保険移行や介護保険の対象年齢の方の相談も増えている中で、介護保険ではニーズを満たすことができないケースも多々ある。その中で必ずしも障害福祉サービスでなければ生活が成り立たないわけではないが、介護保険やインフォーマルでは、「働きづつきたい。」「日中どこかへ行きたいが、みんなと一緒に歌や運動などのレクリエーションをしたくない。」等の本人の希望する生活ができないことや大きく生活リズムを変えなければいけない時もある。また、年齢と共に身体機能が低下してきていけば、本人及びご家族も生活が変わることを受け入れやすいが、身体機能の低下や生活状況が変わっていない場合はさらに難しさを感じている。介護保険優先であることは理解しているが、本人の意思決定といわれているなかで、納得してもらう難しさと、相談員としてその支援で良いのかという葛藤がある。そのため、事前に介護保険移行することを考えて、ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携しているが、うまくいかないこともあり、切れ目ない支援ができるよう連携強化や相談員のスキルアップが求められる。
- ・生駒市の地形上、坂や階段など移動が困難なことが多い。公共交通機関もあるが、バスの路線から少し外れる、駅が無人などの理由で移動もままならない現状がある。福祉サービスでの外出の支援もあるが、外出するための制度の利用ができない方でも外出が困難な方も多い。「行き場があるのに移動手段がない。」「支援がなければ家から外にでれない。」などすぐに解決できないが、生活範囲を拡大していくためには外出するための支援が大きな課題となっている。

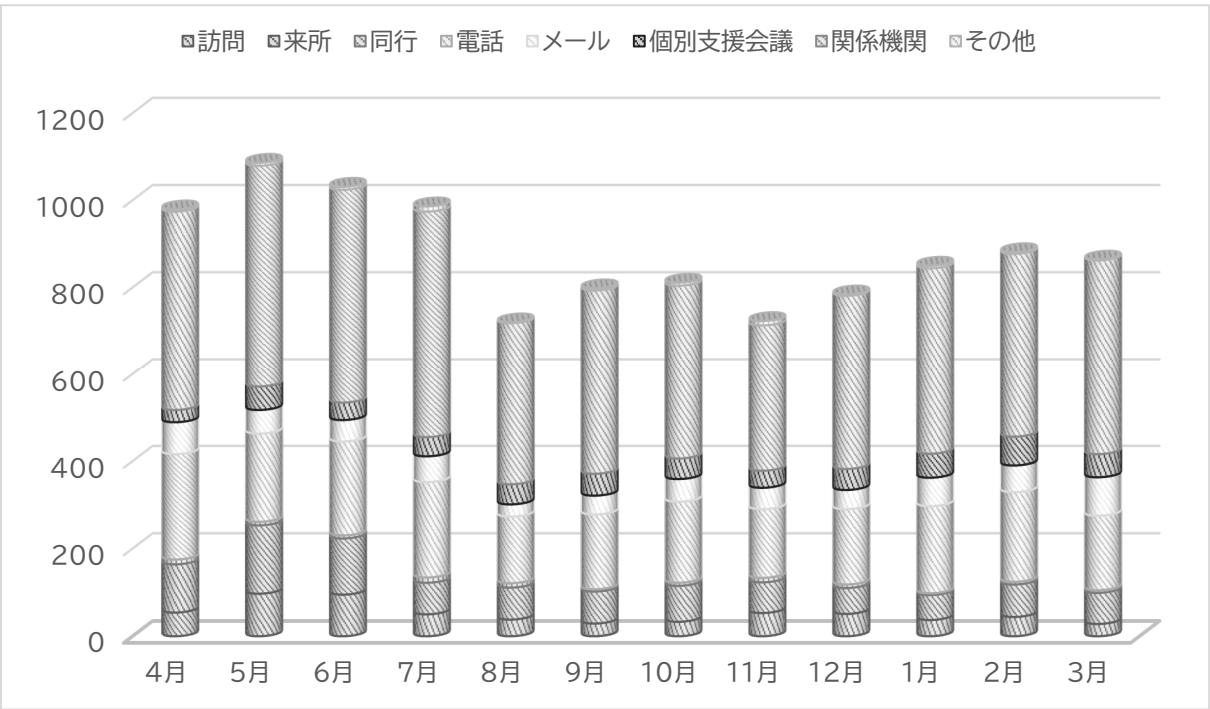
令和 7 年度 生活支援センターかざぐるまの概況報告

1. 障害者相談支援事業の概要

(1) 障害者相談支援事業の件数

	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
4月	54	110	11	241	73	28	457	5	979
5月	97	156	8	202	54	54	508	7	1086
6月	95	128	7	215	49	40	490	7	1031
7月	50	72	12	218	59	44	519	12	986
8月	38	73	10	152	28	46	371	2	720
9月	29	73	5	171	43	50	422	5	798
10月	33	82	7	185	52	47	398	7	811
11月	53	70	10	157	49	39	335	10	723
12月	51	59	8	172	44	48	399	3	784
1月	37	57	4	199	65	55	427	6	850
2月	44	74	6	205	61	66	421	4	881
3月	28	71	6	170	88	53	446	2	864
合計	609	1025	94	2287	665	570	5193	70	10513

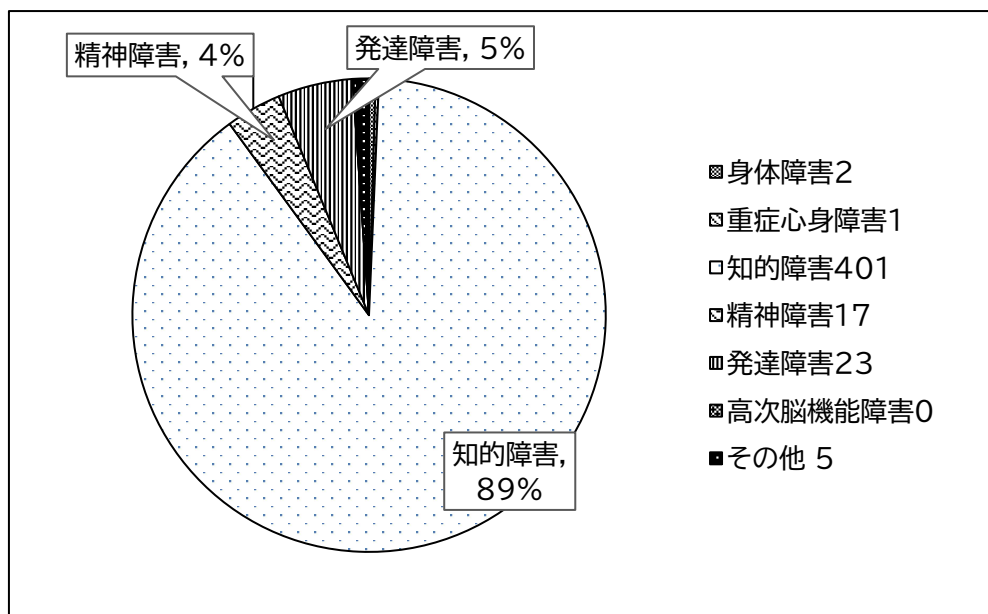
(2) ① 障害者相談支援事業の件数の推移



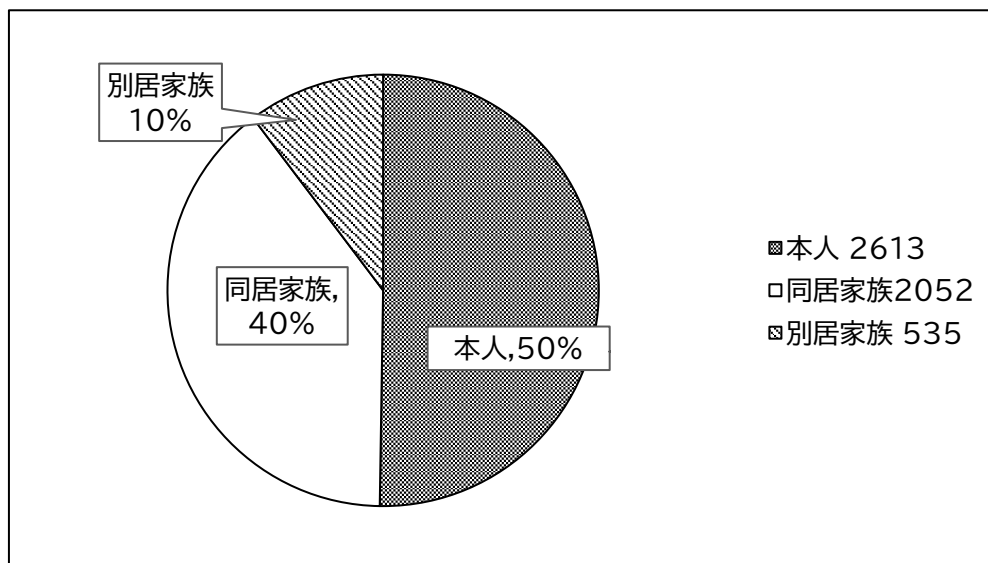
(2) ②障害者相談支援事業を利用している障がい者等の人数

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	395	2	1	363	16	11	0	2
障害児	54	0	0	38	1	12	0	3
計	449	2	1	401	17	23	0	5

(3) 障がい種別の割合



(4) 相談・連絡調整者の割合



2. 障害者相談支援事業の内容について

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援
件数	5951	348	818	606	158	666
	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他
件数	215	276	575	474	294	132

(1) 福祉サービスの利用等に関する支援

- ・障害福祉サービスの利用に関する相談、調整、申請援助
- ・障害支援区分認定に関する申請援助
- ・障害福祉サービスの内容に関すること
- ・障害福祉サービス受給者証に関すること
- ・児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに関すること
- ・市内転入、市外転出に伴う情報提供、申請援助
- ・利用者負担上限額管理について情報提供、申請援助
- ・介護保険への移行や併給に関すること
- ・医療機関から退院後の地域生活支援に関すること
- ・事業所利用に向けた見学、体験同行
- ・事業所退所に関する相談、調整援助
- ・福祉サービス事業所の空き状況等に関する情報収集
- ・サービス提供事業所との関係性の構築に関する相談、調整
- ・就労継続支援事業等の在宅訓練に関すること
- ・グループホームへの体験利用や入居に関すること
- ・事業所の相互利用等に関する相談、調整
- ・期限のあるサービスの延長利用に関する相談、調整
- ・個別支援計画やモニタリングの記載内容、書式に関すること など

(2) 障害や病状の理解に関する支援

- ・本人の病状に関する相談
- ・本人の障がい特性の理解の促進
- ・本人の障がい特性の分析、評価に関すること

- ・本人自身の障がい受容に関すること
- ・本人の障がい受容に関すること(家族の受容について)
- ・行動障害(他傷・自傷・器物破損等)への対応に関すること
- ・事業所への行動障害に関する現場支援のフォロー
- ・発達検査の結果に基づくフィードバックに関すること
- ・重複障がいにおける、各障害の特性理解に関すること
- ・性自認に関する相談(GH の選択・更衣室の使用等)
- ・障害者手帳(療育手帳・精神保健福祉手帳等)の申請、更新等に関する相談 など

(3) 健康・医療に関する支援

- ・本人の状態に見合った医療機関の紹介、連絡調整
- ・本人、家族の健康状態の変化についての相談
- ・病状について医師や医療従事者等との連携、連絡、調整
- ・医療機関への通院同行支援
- ・入院に伴う医療機関、家族、支援事業所との連携、連絡、調整
- ・難病発症や障がいの重度化に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整
- ・健康維持に関する相談
- ・医療機関を交えたカンファレンスの継続実施
- ・往診に関する情報収集・情報提供
- ・訪問看護の利用に関する相談
- ・自立支援医療の利用手続きに関する相談
- ・適切な服薬の促しや服薬状況の確認 など

(4) 不安の解消・情緒安定に関する支援

- ・一人暮らしの方の生活の不安に関する相談、生活状況の確認
- ・本人の不安定な状況に対しての情緒安定に関する相談
- ・パニック時の他傷行為、自傷行為に関する相談、連絡、調整、緊急訪問
- ・当事者とサービス提供事業者間でのトラブルに関する相談
- ・無銭飲食や飲酒行為への対応相談
- ・社会的不適応行為に対する対応相談
- ・ひきこもり、不登校、社会参加の難しいケースの相談
- ・希死念慮に関する相談
- ・将来の生活への不安、心配に関する相談
- ・ダイエットや容姿に関する不安、悩みについて など

(5) 保育・教育に関する支援

- ・学校への通学手段に関する相談
- ・養護学校の進路に関する相談
- ・高校進学に関する相談
- ・不登校に関する相談
- ・本人の状況確認のための学校訪問
- ・教員の障がい理解や特性理解に関する相談
- ・特性に配慮した児童への関わり方や家族全体の生活背景に関する相談
- ・高校卒業後の進学に関する相談
- ・処遇困難ケースの共有や支援統一に関する相談
- ・居場所づくりに関する相談
- ・大学や専門学校への進学に関する相談
- ・大学内の学生サポートシステムの活用や働きかけについて など

(6) 家族関係・人間関係に関する支援

- ・当事者間でのトラブルに関する相談
- ・交際相手とのトラブルに関する相談
- ・家族と本人との関係性についての相談
- ・家族の入院、退院に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整
- ・家族状況の安定に関わる介護保険事業所との連携、連絡、調整
- ・家族・兄弟支援の介入についての他機関への相談
- ・対人関係の構築に関する相談
- ・事業所の職員との関わりや関係性に関する相談
- ・地域住民との関係構築に関する相談
- ・SNS の利用に関するトラブルについての相談
- ・家族の心身不調に関する相談
- ・異性との交際に関する相談 など

(7) 家計・経済に関する支援

- ・障害年金に関する相談、資料作成サポート、申請同行
- ・医療費の助成制度に関すること
- ・生駒市生きいきクーポン券に関すること
- ・国民健康保険に関すること
- ・特別障害者手当に関すること
- ・特別児童扶養手当に関すること
- ・生活保護に関すること

- ・成年後見制度等の利用に伴う、金銭管理や通帳の取り扱いに関すること
- ・お金の遣い方や自己管理の方法に関する相談
- ・銀行口座の開設や引き落としの手続き等に関する相談 など

(8) 生活技術に関する支援

- ・家事に関すること
- ・引っ越しに関すること
- ・一人暮らしの生活に関する相談
- ・料理や掃除、洗濯等のルールや具体的な取り組み方に関すること
- ・家電の使い方に関すること
- ・生活状況の確認のための定期訪問
- ・物件探しや生活備品の購入などに関する相談 など

(9) 就労に関する支援

- ・就職活動に関すること
- ・高校卒業後の就職先や進路に関する相談
- ・仕事内容に関する相談
- ・障害者就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ハローワークへの連絡、調整、同行
- ・職業センターとの情報共有
- ・就労先へのケース報告、連絡、調整、訪問
- ・就労の継続に関する相談
- ・アルバイトの応募準備のサポート
- ・就労選択支援の利用に関する相談、調整 など

(10) 社会参加・余暇活動に関する支援

- ・社会生活力を高めるプログラム(料理教室やイベント等)に関すること
- ・インフォーマルな資源(ボランティア先等)の紹介、連絡、調整
- ・障がい特性に応じた地域資源の紹介
- ・ひきこもり状況からの社会参加へ向けた相談
- ・習い事に関する情報提供
- ・地域のイベント、ボランティア先、研修会等への同行
- ・友達作りや同年代の人との関わりに関する相談 など

(11)権利擁護に関する支援

- ・成年後見人へのケース報告、連絡、調整
- ・成年後見人との面談同席
- ・成年後見制度の情報提供
- ・親亡き後の本人の権利擁護に関すること
- ・虐待の疑いに関する相談
- ・本人の相続権に関すること
- ・債務整理に関する専門職との相談、調整
- ・権利擁護事業の申請に必要な書類作成のサポート
- ・権利擁護支援センターとの連携、情報共有
- ・成年後見制度の申請に必要な診断書の作成依頼、通院同行 など

(12)その他

- ・機関紙「かぜいろだより」の取材、発行
- ・事業所の全体会議 など

3. 障害者相談支援事業の傾向について

- ・令和 7 年度の障害者相談支援事業の件数は 10,513 件となっており、前年度の 10,930 件から 417 件減少している。年度途中で人員体制の変動があったことが要因と考えられるが、相談員一人あたりが対応するケース数は増加しており、一件ごとの複雑さやニーズの多様化により、支援の道筋が見えにくいケースも多かった。
- ・成年後見制度や権利擁護、医療機関との連携、人間関係や家族関係のフォローなどの相談が増加しており、ご本人の相談だけでなくご家族の生活のしづらさや家族全体の解決すべきニーズに対応する場面も多かった。
- ・令和 7 年度相談対象者は 449 名となり、昨年度から 15 名増加している。成人では、ここ数年、ご本人の生活支援(グループホームへの入居や短期入所サービスの利用等)に関する相談が軒並み増えている。ご家族が 90 代でご本人が 60 代のケースでは、急を要するためご本人の希望を汲み取りながらできるだけ安心して暮らせるよう、急いで対応し整えるケースもあった。また、ご家族から親亡き後のご本人の生活に関する不安や心配ごとについて相談が入ることも多く、40 代 50 代までどこにもつながっていない引きこもり状態のケースの場合は、介入方法から検討する必要がある。学齢期では、学校での過ごしにくさや不登校に関する相談、高校卒業後の進路に関する相談が多かった。在籍する高校も多岐に渡っており、進路に関する情報量や選択肢も学校によって差があるため、ご本人・ご家族の希望や想いを聴きながら、ベターな選択ができるようサポートしている。また、ご家族がご本人とうまくコミュニケーションが取れず、関係性

の悪化が見られるケースも多数あった。ご家族の不安や負担の軽減につながるよう、事業所や学校と協力しながら、必要に応じて面談や訪問の機会を持つこともあった。

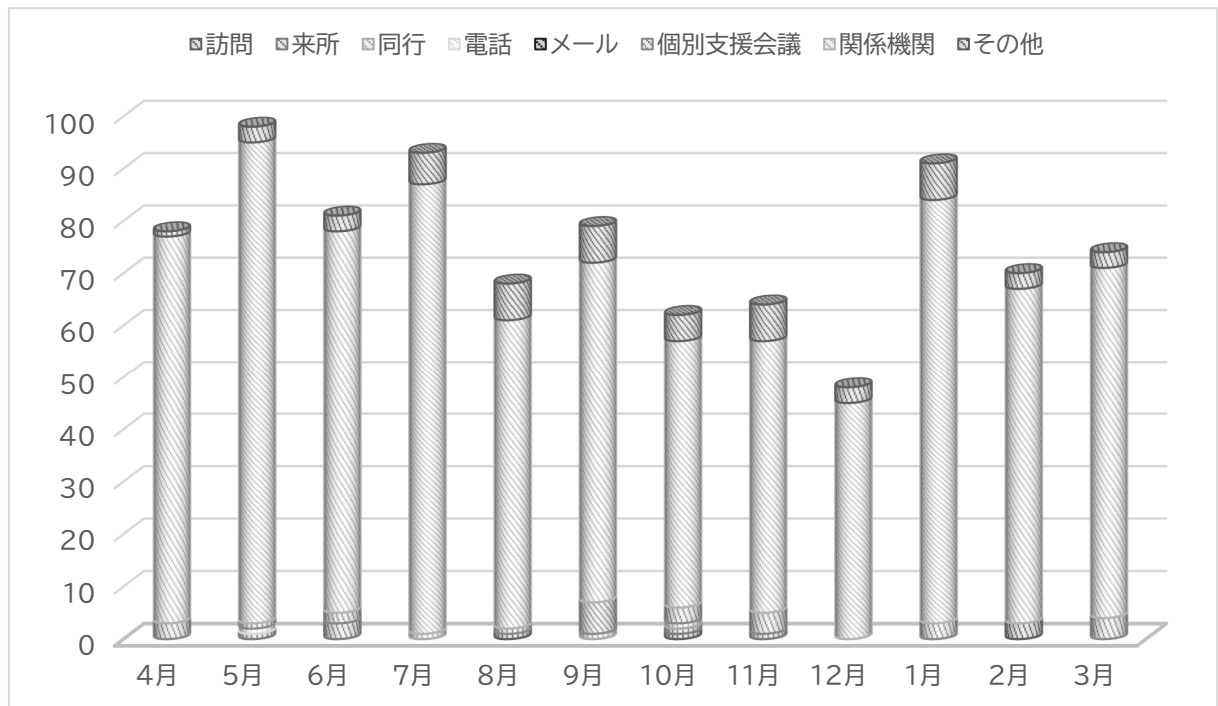
- ・高齢化や加齢による重度化が進み、病気やけがのため入院したり手術を受けるケースも多かった。病気のため余命宣告を受けて、入居している福祉ホームで療養し、看取りを行うケースもあった。訪問看護や往診、介護保険の併用等、各専門機関と連携していく中で、在宅医療のケアを受けることでご本人の安心感だけでなく支援者の安心感にもつながる事例があった。ご本人が心地よく過ごせるよう、医療と福祉が連携していくことの大切さを実感した。また、介護保険サービスに完全移行となっても、今までのつながりから、生活全般の相談やご本人の特性について、相談が続くケースも多い。
- ・10～20 代の若い世代では、ご本人が SNS の不適切な使用により他者とトラブルになったり、交際関係のもつれから事業所でのトラブルに発展する等、人間関係に関する相談が圧倒的に多かった。生きていることへの不安や希死念慮を話すケースも見られ、ご本人のしんどさに寄り添いつつ、少しでも不安が軽減するよう環境を整えたり、面談を重ねながら伴走支援をしていく必要があった。また、ご家族との不和、関係性のこじれ、コミュニケーションが取れない、自宅で過ごしにくい等、家族関係のしんどさを訴えるケースも増えている。親子で互いに適切な距離感が保てなくなってしまう、家出や暴力につながるケースも多く、短期入所の利用につなげたり、個別会議や面談を重ねてお互いが安心して生活できるよう整えていく必要があった。
- ・ここ数年、10～20 代の急な来所や面談が増加傾向となっている。普段の生活のちょっとしたことから、人生相談まで、様々な悩みや心配事が行き交う。自分で悩みの原因が分かっているケースもあれば、そもそも何がしんどいのか分からないけどとてもしんどい…というように、はっきりと悩みの種が分からない場面も多い。まず、話に来てくれた気持ちを尊重し、根気強くコミュニケーションを取りながら、一緒にモヤモヤを晴らしていけるようにしているが、面談を幾度と重ねてもなかなか見えにくいケースもあった。場面緘黙のご本人が3年後にはリラックスして話せたり、緊急時に頼って相談の電話をくれる等、年単位で少しずつ変わっていく経過を見ることが出来るケースもあった。いつでも安心して相談できる居場所づくりを目指し、それぞれの成長を見逃さず、ご本人たちが自分らしく過ごせるよう支援していく必要がある。
- ・8050 問題と言われているように、高齢化により生活全体の支援が必要なケースが増えている一方で、20～30 代で一人暮らしの希望が増えている実態もある。一人暮らしを希望する背景は様々だが、「希望」だけでなく実際に自分の暮らしをイメージして準備する、その過程も一緒に伴走することが求められている。
- ・強度行動障害の方が長年利用している施設で過ごしにくくなり、生活拠点を変更せざるを得ないケースもあった。強度行動障害の方が安心して利用できる GH や入所施設を探して、利用につなげていくことに苦戦する場面が続いた。

4. 基幹相談支援センター等機能強化事業の概要

(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業の件数

	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
4月	0	0	0	0	0	3	74	1	78
5月	0	1	0	1	0	1	92	3	98
6月	0	3	0	0	0	2	73	3	81
7月	0	0	1	0	0	0	86	6	93
8月	1	0	0	0	0	1	59	7	68
9月	0	0	1	0	0	6	65	7	79
10月	1	1	1	0	0	3	51	5	62
11月	0	1	0	0	0	4	52	7	64
12月	0	0	0	0	0	0	45	3	48
1月	0	0	0	0	0	3	81	7	91
2月	3	0	0	0	0	0	64	3	70
3月	0	0	0	0	0	4	67	3	74
合計	5	6	3	1	0	27	809	55	906

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業の件数の推移



5. 基幹相談支援センター等機能強化事業の内容について

	自立支援協議会	指定特定相談支援事業所連絡会	研修等企画	会議等出席
件数	55	9	6	31
	指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等	関係機関との連携	拠点一人暮らし体験の調整	その他
件数	680	108	5	12

(1) 自立支援協議会

- ・障がい者地域自立支援協議会担当者会
- ・障がい者地域自立支援協議会くらし部会
- ・障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会
- ・障がい者地域自立支援協議会こども支援部会

(2) 指定特定相談支援事業所連絡会

- ・市内指定特定相談支援事業所連絡会

(3) 研修企画等

- ・研修会等の参加状況

6月21日(土)『NARA まほら支援ネットワーク』設立総会

(奈良県社会福祉総合センター)

7月24日(木)『「自己決定」「支援付き意思決定」「意思決定支援」を考える』研修会

(大阪社会福祉会館)

9月2日(火)～ 令和7年度奈良県相談支援従事者初任者研修(4日間)

＊ファシリテーター派遣

11月30日(日) NHK フォーラム「自閉症 親からの自立」(なら100年会館)

1月21日(水) 子どもたちの育ちを支え、心身の成長を促すアプローチ

(レクチャーホール)

2月2日(月)～ なにわの里実践事例発表会 (オンライン期間限定配信)

2月3日(火) 第4回保護者進路学習会 (奈良西養護学校)

＊講師派遣

2月27日(金) 第60回近畿地区知的障害関係施設職員研修会

「意思決定支援を本気で考える！」(奈良ロイヤルホテル)

・「かんたん・おいしい・夕食作り」の企画、実施

今年度も、月に一回のペースで少人数制(3名定員)で「かんたん料理教室」を実施することができた。一人暮らしを希望する方、料理に興味のある方を対象に、実際に一人で再現しやすい簡単料理を作り、片付けまで自ら行う経験を重ねる機会としている。毎回3名限定で実施しており、参加者同士の交流も少しずつ深まっている。お互いを意識して、材料を切り分ける、協力して片付けを進める場面も見られるようになっている。

4～6月クール ①4月18日(金) ②5月24日(土) ③6月20日(金)

計9名参加

メニュー:オイスター焼きそば・中華スープ

7～9月クール ①7月18日(金) ②8月9日(土) ③9月19日(金)

計9名参加

メニュー:鮭ときゅうりのちらし寿司・よだれ豆腐

10～12月クール ①10月17日(金) ②11月15日(土) ③12月12日(金)

計9名参加

メニュー:きのこの炊き込みご飯・すき煮

1～3月クール ①1月16日(金) ②2月21日(土) ③3月13日(金)

計9名参加

メニュー:皿うどん・かきたま汁

・サロン活動の実施

18歳以上の知的障がい者を対象に、毎週土曜日の10時から17時までサロン活動を行った。ここ数年は、グループで集まっておしゃべりするような利用ではなく、個別でゆっくり過ごす方が多かった。土曜日に限らず、平日の日中にも自由にPCを楽しんだり職員とおしゃべりをしたり、地域の居場所の一つとして機能している。事情があつて事業所を休んでいるケースや、家に居づらくて過ごす場所がないケース等、いろいろな利用背景があつた。参加人数は、昨年の2倍近くに増えている。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参加人数	19人	23人	18人	11人	9人	13人	14人	8人	4人	7人	7人	3人

延べ参加人数 136人

・生活支援センターかざぐるま主催企画、実施

生活支援センターかざぐるま主催のイベントを4回、実施した。

まず、毎年実施している『BBQ イベント』について、10月に実施し、16名の参加があつた。楽しみにしているメンバーも多く、和気あいあいと楽しい時間を過ごすことができた。

また、昨年に引き続き、友達作りや同年代との交流を目的とした『アンダー30歳限定イ

ベント』として、6月に2回(実行委員会・ランチ会)、11月に1回(カラオケ外出)、実施することができた。6月はイベントの実行委員会を結成し、その実行委員会の会議の中で『SST(ソーシャルスキルトレーニング)』を行っている。実行委員会には4名の当事者メンバーが参加し、当日の段取りや役割分担などについて、みんなで相談しながら決めることができた。職場も異なる仲間同士の学び合いの場として、よい刺激になっていた。今年度は、初めてカラオケ店に出かけ、2チームに分かれて楽しむことができた。普段、イベントに参加しないメンバーも「カラオケなら…」と申し込みがあるなど、若年層の当事者同士がつながり、楽しい時間を過ごすきっかけになっている。

(4)会議等出席

- ・処遇困難ケースの関係機関調整会議への出席
- ・利用者ケース会議でのスーパーバイズとして出席
- ・強度行動障害に関するコンサルテーションへの参加
- ・西和圏域就労選択支援事業検討ワーキングへの参加(7/30、8/28、9/25、10/16、11/27、12/25、1/22、2/26、3/26)
- ・QSACCS 勉強会への参加(5/28、7/23、8/27)
- ・権利擁護支援会議への参加(3/18)

(5)指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等

- ・サービス等利用計画に関する相談、助言等
- ・サービス担当者調整会議の進行相談、助言等
- ・サービス支給量や理由書に関する相談、助言等
- ・障害福祉サービス事業所に関する情報提供、相談、助言等
- ・市内転入、市外転出に伴う相談、助言等
- ・介護保険への移行に関する相談、助言等
- ・医療機関や学校等関係機関との連携に関する相談、助言等
- ・成年後見制度や権利擁護センターとの連携に関する相談、助言等
- ・障がい者手帳に関する相談、助言等
- ・事業所退所に関する相談、助言等
- ・処遇困難ケースに関する相談、助言等
- ・ケース引き継ぎ、他事業所へのケース移管に関する相談、助言等
- ・奈良県相談支援従事者初任者研修の参加(ファシリテーター)

(6)関係機関との連携

- ・生駒市こども家庭センター(こどもサポート系)からの相談等
- ・強度行動障害の方に対する環境整備や支援体制に関する相談等
- ・特別支援学校等からの障がい特性に応じた進路に関する相談等

- ・地域包括支援センターと連携して取り組んでいるケース
- ・他の生活支援センターと連携して取り組んでいるケース
- ・処遇困難ケースにおける支援体制に関する相談、事業所訪問等
- ・医療機関や学校等関係機関との連携方法に関する相談等
- ・重層的支援体制(いこまる相談窓口)との連携
- ・虐待案件における事業所の対応に関する相談等
- ・事業所の新規立ち上げに関する相談等
- ・PTA(保護者)対象の勉強会に関する相談等

(7)地域移行・地域定着の促進の取り組み(地域生活支援拠点の一人暮らし体験の調整等)

- ・一人暮らし体験事業の紹介、説明
- ・体験事業の提供場所の見学対応
- ・地域生活支援拠点事業所職員への情報提供、共有

(8)その他

- ・地域の事業所からの報告
- ・地域の事業所への情報共有、アドバイス
- ・虐待行為に関する状況確認、報告等

* 定期的な会議の参加状況の一覧

会議名	内容	日時
障がい者地域自立支援協議会担当者会	行政・生駒市内の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応に関する協議・調整、地域ネットワークの構築、情報交換を行う。	5月27日、7月29日、9月30日、11月25日、1月27日、3月24日
市内指定特定相談支援事業所連絡会	市内の計画相談事業所が集い、計画相談業務や制度に関する情報共有、ケースに関する検討を行い、市内の計画相談の質の向上に努める。	7月29日 サービス等利用計画の勉強会 11月25日・1月27日 インテーク場面のロールプレイ・グループワーク
障がい者地域自立支援協議会 暮らし部会	行政・生駒市内相談支援事業所・生活に関わる関係機関から各担当者が集まり、『居場所』『住まい』『防災』の3つのワーキングチームにて、暮らしに関する課題解決に	5月28日、6月25日、7月23日、8月27日、9月17日、10月22日、11月26日、12月24日、1月28日、2月25日、

	向けた協議、活動を行う。	3月25日 *7月23日、10月22日、 1月28日いこまつながる会 *12月6日住まいに関する 勉強会
障がい者地域自立支援 協議会 権利擁護部会	行政・生駒市内相談支援事業所等 から各担当者が集まり、障がい者 の権利・啓発に向けた虐待防止マ ニュアルの見直しを中心に、あい サポーター研修、協議、活動等 を行う。	5月22日、6月26日、 7月16日、7月31日、 8月28日、10月30日、 11月27日、12月25日、 1月29日、2月26日 *8月6日社協出前講座
障がい者地域自立支援 協議会 こども支援部会	行政・生駒市内相談支援事業所等 から各担当者が集まり、障がい児 のたけまるノートの啓発、医療的 ケアの必要な児童の支援に関す るパンフレット作成、事業所見学 会等の活動を行う。	5月13日、6月17日、 7月22日、8月19日、 9月9日、10月14日、 11月18日、1月20日

6. 基幹相談支援センター等機能強化事業の傾向について

- ・相談件数は 906 件で、前年度の 702 件から、204 件増加している。障がいの種類や程度に関わらず、特に処遇困難ケースや強度行動障害のケースについて、具体的なケースワークの方法や他機関連携の具体的な進め方、ご家族との関わり方等についてアドバイスをする場面が多かった。
- ・近年、ご本人のニーズや家族背景が複雑なケースが増え、本当のしんどさの原因や根本的な生活課題が見えにくいケースも多く、面談や訪問だけでは掴みきれず、もどかしい思いをする場面もあった。複合課題を抱える家族全体にアプローチをする際、医療の介入や福祉とのつながりを拒むケースも多いため、いろいろな側面から働きかける必要があり、多職種連携を要する場面が増えてきている。また、8050・9060 問題と言われるケースにおいては、高齢のご家族(親)に困り感があっても、ご本人(子)は全く困っていないパターンも多く、この場合は支援者の介入が非常に難しい。ご本人の好きなこと、慣れた場所、安心できる人等、ヒントを手がかりにしながら毎回奮闘している状況である。
- ・他分野の関係機関との連携が必要なケースが増えている。特に、発達障害者支援センター、地域包括支援センター、精神科クリニック、権利擁護支援センター等との連携が大幅に増えている。それぞれの専門性を活かした支援を理解し、少しずつ異なるケースの捉

え方や視点を互いに認めながら、ケース全体の支援の方向性を共有していく作業は簡単ではない。関係機関とのやりとりを丁寧に行いながら、互いに顔の見える関係性を築いていく必要があった。

- ・強度行動障害のケースについて、ご家族や周りの支援者が疲弊してしまい、常に綱渡りのような状況で過ごしている場面も多い。ご家族が無理をして SOS を出せないケースも多いため、ご本人の特性や生活全体のサポートのみならず、ご家族の気持ちやしんどさに寄り添う姿勢が求められている。
- ・虐待やその疑いがある案件に関する相談もあり、事業所に対して適切な対応や動きについて、伝える場面もあった。

7. 相談支援事業の課題について

- ・障害者相談支援事業の実人数は、令和 7 年度は 449 人と前年度から 15 人増加している。今年度は、委託の 3 支援センター（あけび・コスモール・かざぐるま）で発達障がい軸になるケースについて分散を試みたこともあり、中高生の発達障がいや精神疾患の新規ケースは数件に留まっているが、毎年ケース数は増加している。ニーズの多様化や複雑な背景を抱えるケース等が増え、相談員の質の向上が求められている。障がい分野に関する学びだけでなく、様々な事例に触れ、相談員自身が人間力や感性を磨いていけるよう、研修や学びの場が必要である。
- ・学齢期のケースについては、昨年度に引き続き、学校での過ごしにくさや不登校に関する相談、家族間の人間関係や距離感に関する相談が増えている。ご本人の想いとご家族の考えが合致しないケースも多いため、状況を見極めながら対応していく必要がある。ご本人に対して、丁寧にリラックスして対話をする“人・場所”を作ること、自分を否定されない経験、誰かと一緒に考えて答えを出してみる経験を重ねること、を重視し、『生きる力』を育てていく過程が大切だと言える。人との関係性の中で安心感を持てるようになることを、まず目指していくために、一緒に伴走できる事業所・相談員（支援者）を増やすことが大きな課題である。
- ・成人期のケースでは、暮らしや生活支援に関する相談、成年後見制度や後見人に関する相談が急増している。何らかの理由でご自宅での生活が難しくなった場合、ご本人にも負担を強いる場面がどうしても出てくる。生活場面の環境変化は、ご本人にとって大きな負担になりかねないため、普段からの備えや準備を促していきたい。親亡き後の暮らしについて、短期入所や GH の利用検討、成年後見制度の紹介、金銭管理の確認等、少しずつ整えていくことで安心して生活できるようサポートする仕組み作りが必要である。
- ・知的障がいだけでなく、発達障がい、精神疾患との重複ケースにおいては、ご本人・ご家族へのアプローチが行き詰まり、相談員が抱え込む場面も少なくない。ご本人の生きづらさを、個人で支えるのではなく、チーム（地域）で支える仕組みが必要である。処遇困難ケースや重層的なケースにおいて、地域の中で関係機関同士が積極的に声をかけ合

い、互いの知識やノウハウを共有しながらご本人の生活全体を支えていけるシステム作りが課題と言える。

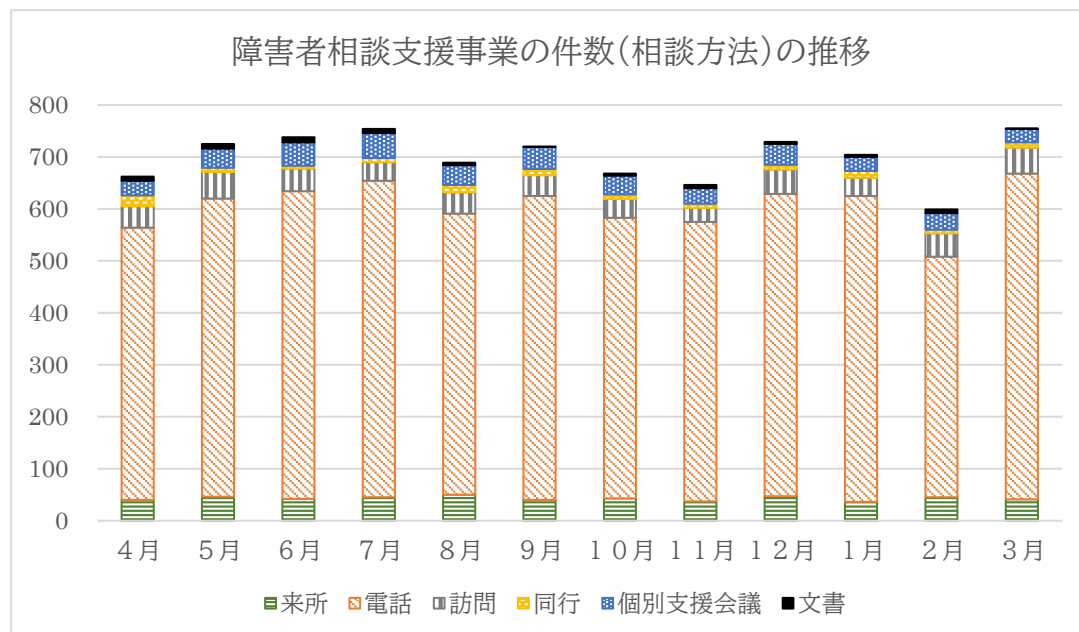
- ・就労支援においては、就労選択支援がスタートし、実際の運用が始まっているが、これまでの流れと異なる部分もあるため、まだ定着していない。就労に関して、就労選択支援を活用することによってご本人が少しでも働く上でのヒントを得て、自分の特性や希望に合った仕事や福祉サービスを選択できるようサポートしていく必要がある。また、ご本人の強みや持ち味に着目するだけでなく、この就労選択支援を通して、今まで見えていなかった家族関係や親子の距離感等、新たな気づきにつながるケースもあった。就労選択支援で得た支援のヒントや強みを、今後のご本人の就労や生活全体に活かしていくための地域に根付いた仕組み作りが求められている。
- ・強度行動障害の方が長年利用している施設で過ごしにくくなり、生活拠点を変更せざるを得ないケースもあった。GHは市内外問わず年々増えているが、強度行動障害の方が安心して利用できるGHや入所施設が少ないこと、強度行動障害の適切な支援が浸透、定着していないことが、地域の大きな課題であると言える。

令和7年度 生活支援センターコスモールいこまの概況報告

1. 障害者相談支援事業の概要

(1) 障害者相談支援事業の件数（相談方法）

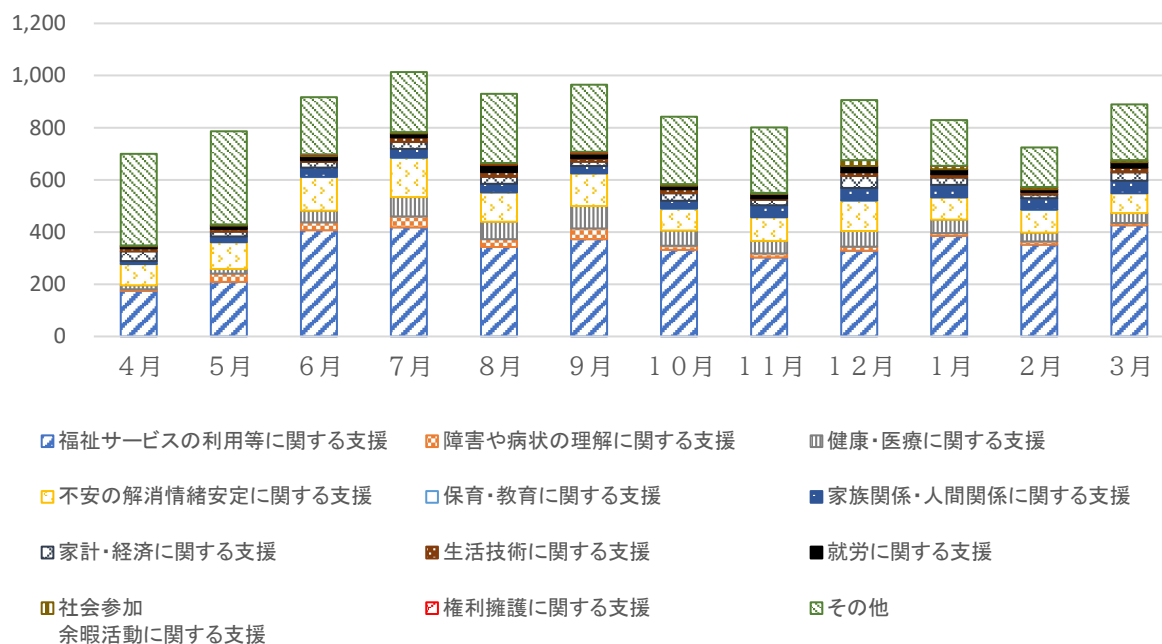
月	来所	電話	訪問	同行	個別支援 会議	文書	合計
4月	40	524	41	21	28	8	662
5月	46	574	51	8	37	9	725
6月	42	592	44	5	45	10	738
7月	45	609	36	8	48	8	754
8月	50	541	41	14	38	5	689
9月	40	585	40	12	42	1	720
10月	43	540	36	9	36	4	668
11月	37	538	27	8	30	6	646
12月	47	582	47	9	40	4	729
1月	36	589	35	13	27	4	704
2月	45	463	45	7	32	7	599
3月	41	627	50	10	26	1	755
合計	512	6764	493	124	429	67	8389



(2) 障害者相談支援事業の件数(相談内容)

	福祉サービスの利用	障がいや病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒の安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	月合計
4月	175	6	15	81	1	11	37	12	8	3	0	351	700
5月	209	32	18	102	0	22	19	10	13	4	0	357	786
6月	407	30	45	129	1	35	22	6	16	6	1	219	917
7月	418	42	74	150	2	33	26	18	15	5	0	230	1013
8月	343	30	67	112	0	33	27	18	28	5	2	265	930
9月	373	41	86	125	0	28	17	13	18	4	3	257	965
10月	332	16	58	84	1	29	29	15	14	6	0	258	842
11月	303	15	48	91	0	46	21	5	17	4	0	251	801
12月	329	15	60	117	1	47	46	14	24	23	0	230	906
1月	386	10	52	85	0	48	28	13	19	12	1	175	829
2月	352	12	34	88	1	43	14	10	10	8	1	151	724
3月	425	9	38	76	0	47	32	18	21	8	0	213	887
合計	4052	258	595	1240	7	422	318	152	203	88	8	2957	10300

障害者相談支援事業の件数(内容)の推移



(3) 相談対象者障がい種別 (実人数 527)

種別	延べ数
精神病圏の疾病	4631
アルコール依存症	35
薬物依存症	0
老人性精神疾患	0
思春期精神疾患	0
心の健康	858
その他精神疾患	1263
その他	11
不明	1591
計	8389

<用語解説>

- ※1 精神病圏－統合失調症、非定型精神病、幻覚・妄想状態、気分（感情）障害 等
- ※2 老人性精神疾患－認知症、老人性うつ状態 等
- ※3 思春期性精神疾患－18歳未満の思春期の精神保健福祉（発達障害含む）に関するこ
と、学校生活、家庭での問題行動（不登校、乱暴、性等）
- ※4 心の健康－神経症性障害、ヒステリー、パニック障害、ストレスに関するこ
- ※5 その他精神疾患－てんかん、知的障害、発達障害、人格障害、摂食障害の一部

(4)相談対象者年齢別 (実人数 527)

年齢	延べ数
～18歳	8
19～39歳	1925
40～64歳	5682
65～歳	358
年齢不詳	416
計	8389

(5)新規紹介経路 (新規実数合計 173)

機関	実数
保健所	0
市町村	109
医療機関	19
その他	45

2. 障害者相談支援事業の相談内容の詳細

(1) ①福祉サービスの利用等に関する支援

- ・ 障害者総合支援法における利用者負担額軽減、個別減免の情報提供、申請援助
- ・ 障害者総合支援法の利用者負担額の試算に関する事
- ・ 障害支援区分認定、障害福祉サービスの代行申請
- ・ 障害福祉サービスの内容に関する事
- ・ 障害福祉サービスの支給量変更に関する事
- ・ 障害福祉サービスの契約に関する事
- ・ 市内転入、転出に伴う申請援助
- ・ 利用者負担上限管理についての情報提供、申請援助
- ・ 障害福祉サービス事業所の見学同行、ケース報告
- ・ 介護保険の申請援助
- ・ 介護保険サービスの内容や移行に関する事 など

②各種社会保障制度等（①以外）の利用援助

- ・ 精神障害者保健福祉手帳の申請、再交付に関する事
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の等級変更に関する事
- ・ 精神障害者保健福祉手帳で受けられるサービスについての情報提供
- ・ 障害年金の申請援助
- ・ 障害年金の不支給に伴う再申請に関する事
- ・ 障害年金の現況届、住所や振込口座変更手続きに関する事
- ・ 自立支援医療の申請等に関する事
- ・ 緊急通報装置の情報提供、連絡、調整
- ・ 住民票異動に伴う各種申請援助
- ・ 行政手続（印鑑証明、戸籍謄本、住民票など）の同行
- ・ 所得税、住民税、固定資産税の減免等申請援助
- ・ 国民健康保険税、高額療養費に関する情報提供及び手続援助
- ・ 健康診断に関する情報提供
- ・ いきいきクーポンの申請や利用方法に関する事
- ・ ヘルプカードの情報提供・配布 など

(2) 障害や病状の理解に関する支援

- ・ 体調悪化時の医療受診の相談
- ・ 医療機関とのケースの報告、連絡、相談
- ・ 病状や障がいの理解や受容を促すための情報提供 など

(3) 健康・医療に関する支援

- ・ 難病の方への情報提供、サービス調整
- ・ 病状や症状に応じた医療機関の情報提供
- ・ カウンセリング機関の紹介 など

(4) 不安の解消・情緒安定に関する支援

- ・ 日常生活で行動の決定に迷う場合の状況整理に関する事
- ・ 日常生活での全般的な不安の相談 など

(5) 家族関係・人間関係に関する支援

- ・ 家族や友人など人間関係に関する事 など

(6) 家計・経済に関する支援

- ・ 日常生活自立支援事業の情報提供、申請援助
- ・ くらしとしごと支援センターの情報提供
- ・ 1カ月のお金の使い方についての事 など

(7) 生活技術に関する支援

- ・ 社会資源（インフォーマル資源も含む）活用における援助
- ・ 介護タクシーに関する事
- ・ 福祉有償運送サービスに関する事
- ・ 民間有償サービス（薬の受けとりや家事代行等）に関する事
- ・ まごころ収集に関する事
- ・ 日常生活用具の修理、購入に関する事 など

(8) 就労に関する支援

- ・ 就職活動についての相談
- ・ 就労先へのケース報告、連絡、調整、継続的な支援
- ・ 就労生活における職場での悩みに関する事
- ・ 就業・生活支援センターへのケース報告 など

(9) 社会参加・余暇活動に関する支援

- ・ 日中の居場所に関する情報提供
- ・ 長期にわたり自宅に引きこもりがちな方への情報提供、サービス調整
- ・ 長期入院者への退院へ向けての情報提供、サービス調整

- ・ 障害者向けの研修会、当事者会などの情報提供
 - ・ ボランティア活動や市民活動の情報提供
- など

(10) 権利擁護に関する支援

- ・ 権利擁護に関する研修会の情報提供
 - ・ 当事者会に関する情報提供
 - ・ 成年後見制度の情報提供
 - ・ 苦情申し立ての援助
 - ・ 法律無料相談の情報提供や同行
- など

3. 障害者相談支援事業の傾向について

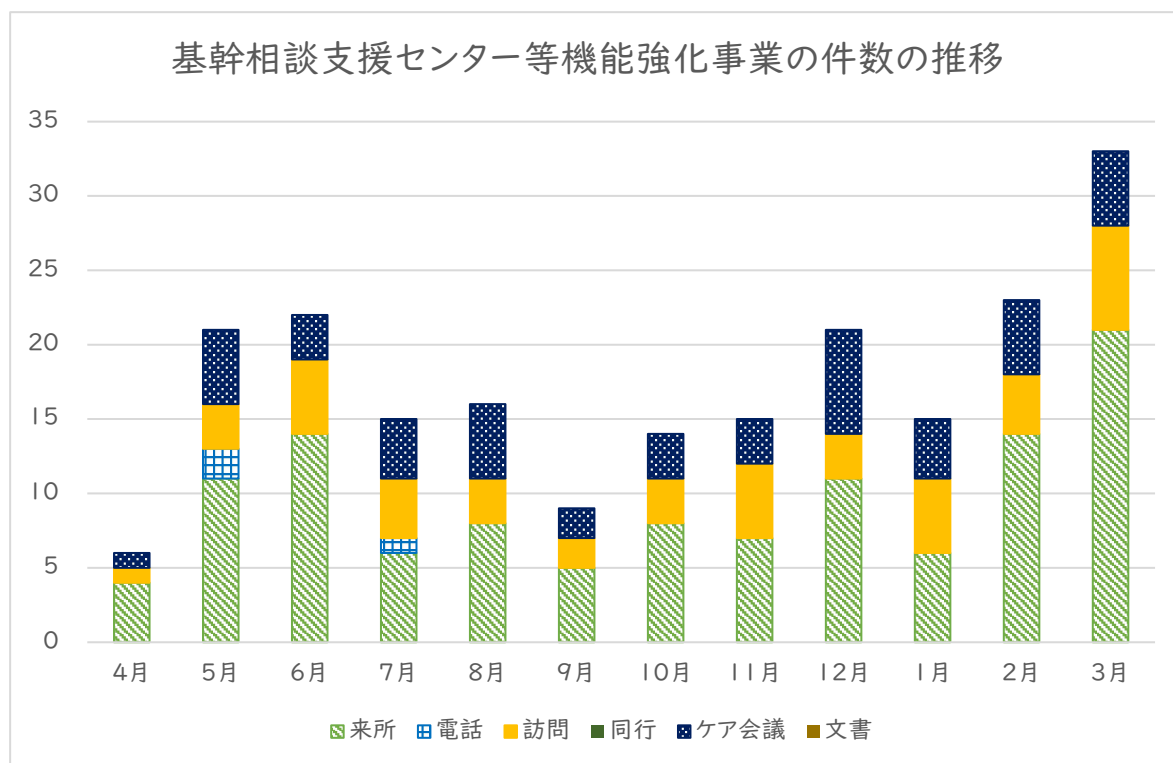
親や自身の高齢化に伴う相談とともに、年齢を問わず家族全体の支援に関わる相談も増えています。様々な生活の変化があっても安心して希望する生活が送っていけるように、関係機関とも連携して支援しました。

障害福祉サービス事業所との連携強化も継続しています。事業所と協働してケースに対応することも増えています。各事業所で困ったことがあれば早急に対応し、利用者や各事業所から早めに心配事を聞き取り、安心できる体制づくりを心がけました。

4. 基幹相談支援センター等機能強化事業の概要

(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業の件数（相談方法）

	来所	電話	訪問	同行	ケア会議	文書	計
4月	4	0	1	0	1	0	6
5月	11	2	3	0	5	0	21
6月	14	0	5	0	3	0	22
7月	6	1	4	0	4	0	15
8月	8	0	3	0	5	0	16
9月	5	0	2	0	2	0	9
10月	8	0	3	0	3	0	14
11月	7	0	5	0	3	0	15
12月	11	0	3	0	7	0	21
1月	6	0	5	0	4	0	15
2月	14	0	4	0	5	0	23
3月	18	0	7	0	5	0	30
合計	112	3	45	0	47	0	207



(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業の相談内容

内容	件数
地域自立支援協議会	35
指定特定相談支援事業所連絡会	3
研修等企画	3
会議等出席	50
指定特定障害児者相談支援事業所への助言等	82
関係機関との連携	17
地域移行・地域定着の促進の取り組み	15
その他	2
計	207

5. 基幹相談支援センター等機能強化事業の詳細

(1) 自立支援協議会

- ・ 生駒市障がい者地域自立支援協議会
 - 権利擁護部会 1ヵ月に1回
 - くらし部会 1ヵ月に1回
 - 担当者会 2ヵ月に1回

(2) 指定特定相談支援事業所連絡会

- ・ 事業所連絡会 年3回

(3) 研修会等の企画

- ・ 関係団体等の研修の企画会議に参加
- ・ あいサポーター養成講座を企画、実施

(4) 会議等出席

- ・ 連携会議 参加

(5) 指定特定障害児者相談支援事業所への助言等

- ・ 相談支援事業所へサービス等利用計画の書き方などについての助言
- ・ 訪問看護の利用についての助言
- ・ 福祉サービスの利用に関する助言
- ・ 他機関との連携のあり方に関する助言
- ・ 手帳の更新手続きについての助言
- ・ 精神科医療につなげるための情報提供

- ・ 引きこもりの支援機関に関する情報提供
- ・ 支援の方向性に関する助言
- ・ 障害年金の申請についての助言 など

（６）関係機関との連携

- ・ 成年後見人へケースの報告、連絡、調整
- ・ 権利擁護支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 医療機関へのケース報告、連絡、調整、同行、情報提供書の受け取り
- ・ 訪問看護ステーションへのケース報告、連絡、調整
- ・ 就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 相談支援事業所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 障害福祉サービス事業所へのケース報告、連絡、調整
- ・ こども家庭センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ くらしとしごと支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 発達障害者支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 地域包括支援センターの紹介、連絡、調整 など

６．基幹相談支援センター等機能強化事業の傾向について

年々相談内容は複合化、複雑化しています。家族それぞれが複数の課題を抱えるケースへの対応、児童、高齢分野では虐待事例への対応、医療機関につながるまでの家族相談など多岐にわたります。その都度必要な関係機関と相談、協働しケースに対応してきました。必要時には、精神障がいに関する特有の症状や状況への理解促進、精神科医療との関わり方などについて支援機関に情報提供するなど、コンサルテーションも行いました。

様々な問題に対応していくためには、個々のスキルアップも必要です。研修や勉強会等に参加し、支援の質の向上に努めました。また、指定特定相談支援事業所からは計画作成の方法やケースへの対応、ケースの引き継ぎについて相談があり、面談や会議に同席するなどして対応しました。

７．相談支援事業の課題について

生駒市重層的支援体制整備事業による地域共生社会推進課、高齢者分野や児童分野など、他機関と連携して支援にあたる機会が増えています。18歳以降、また介護保険以降も、切れ目なく相談支援が続いていくような対応を今後も模索していきます。高齢化の先の見取り・死後まで見据え、誰もが住み慣れた街で希望する生活が送っていけるように、関係機関と協働しながら、人生全般に寄り添う支援体制を整えます。

新規利用者は年々増え、サービス利用開始までに日数が必要となるため、丁寧に周知・説明を心がけました。サービス利用の際には、利用者の想いを汲み入れ丁寧に相談にのり、状況に合わせてケア会議を実施し、利用者の希望や事業所の支援の方向性を合わせながら必要な説明・提案を心がけました。しかし、ケースの増加と共に、利用者の想いや希望する生活において、時間をかけて丁寧に寄り添うことの難しさも感じています。複雑なニーズへの対応から、職員は業務過多になりがちです。必要な業務を整理するなど、職員のメンタルヘルスを守る取り組みも、今後重要な課題と考えます。

関係機関とは、精神障害の特性について共有しながら、利用者の自己決定や自己実現ができるように、協議し取り組んできました。障害福祉サービス事業所との連携強化も継続し、各事業所で困ったことがあれば早急に対応し、利用者や各事業所から安心してもらえる体制づくりを心がけました。

家族支援においては、昨年度に引き続き、家族教室において、家族へのチラシ配布に協力し、講師の一人としてコスモールいこまの機関機能の説明を行いました。また家族のみの定期面談や訪問も行い、他の相談支援機関や家族会の情報提供をしました。

地域移行については、令和6年度から利用を希望する人があり、本人、病院、市役所、保健所、コスモールいこまで集まり、課題の整理や意思決定支援、支援の方向性の確認などを行ってきました。そして令和7年度、1名が退院できました。今後も、制度利用に至るまでのアプローチやその方法、ピアサポーター導入の意義などを、関係機関と協議していく必要性を感じています。

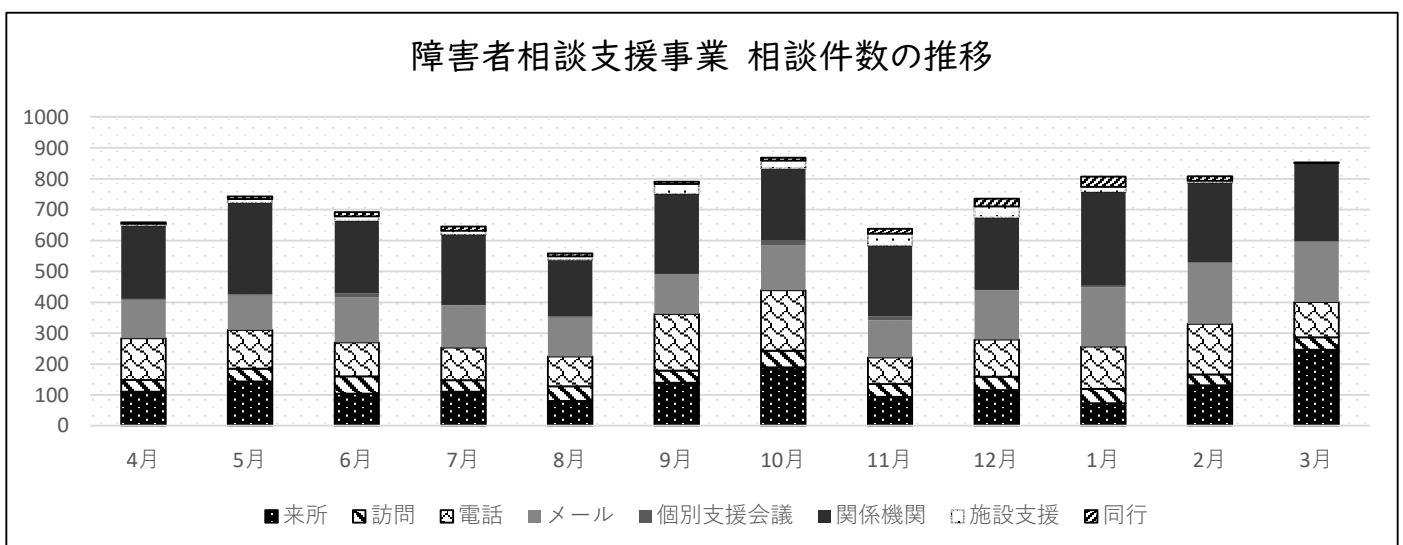
令和7年度 生活支援センターあすなろの概況報告（R7.4～R8.3）

Ⅰ. 障害者相談支援業務の概況

（Ⅰ）障害者相談支援事業 相談件数（相談方法）

	来所	訪問	電話	メール	個別支援会議	関係機関	施設支援	同行	月合計	発達相談 （参考）
4月	110	39	135	124	3	237	7	4	659	5
5月	144	41	126	110	5	296	12	9	743	14
6月	104	56	110	146	13	235	14	14	692	19
7月	110	38	105	137	1	227	14	13	645	14
8月	80	48	96	126	5	181	13	9	558	7
9月	140	39	183	128	2	259	32	7	790	17
10月	189	54	196	146	17	231	26	9	868	16
11月	94	41	86	121	12	229	39	16	638	18
12月	116	43	120	159	2	234	36	25	735	19
1月	73	47	137	191	5	304	17	33	807	12
2月	131	35	164	197	2	257	7	15	808	4
3月	246	41	114	194	2	253	1	1	852	3
計	1537	522	1572	1779	69	2943	218	155	8795	148

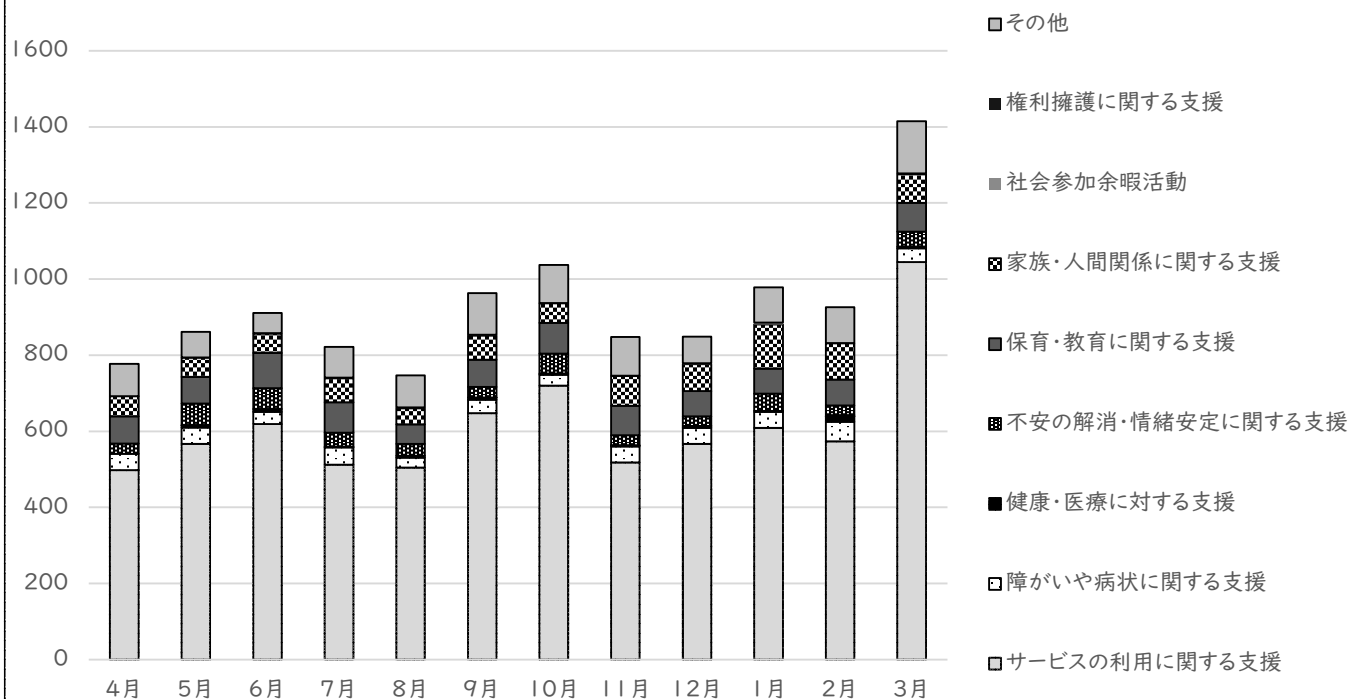
※計画相談は年間 1224 件



(2) 障害者相談支援事業 相談件数(相談内容)

	サービスの利用に関する支援	障がいや病状に関する支援	健康・医療に対する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族・人間関係に関する支援	社会参加余暇活動	権利擁護に関する支援	その他	計
4月	498	43	0	27	71	53	0	0	85	777
5月	567	43	7	56	70	50	0	1	67	861
6月	619	32	8	54	93	50	0	2	53	911
7月	512	46	1	37	80	63	0	2	81	822
8月	505	26	5	31	51	42	0	3	84	747
9月	648	35	6	28	71	63	0	3	109	963
10月	720	29	3	52	81	51	0	1	100	1037
11月	518	42	4	26	77	78	0	1	102	848
12月	567	42	5	25	67	70	2	1	70	849
1月	609	42	3	45	66	116	3	2	92	978
2月	574	51	18	25	68	95	0	1	94	926
3月	1045	36	4	40	75	76	0	2	137	1415
計	7382	467	64	446	870	807	5	19	1074	11134

障害者相談支援事業 相談内容の推移



(3) 相談支援を利用している子どもの人数

身体障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	高次脳機能障害	その他 未診断	合計
15	4	128	224	1	202	574

2. 障害者相談支援事業の相談内容の詳細

- ① 児童通所および福祉サービスの利用に関する支援
 - 児童発達支援・放課後等デイサービスの利用・内容に関する情報提供や相談
 - 障害福祉サービスの利用や内容に関する相談
 - 障害者総合支援法における、利用者負担額や個別減免の情報提供や申請援助
 - 児童支援利用計画に関する相談、アセスメントの実施
 - 通所・障害福祉サービスの代行申請
 - サービス調整会議の実施
 - サービスの支給量変更に関しての調整、代行申請
 - 通所・障害福祉サービス受給者証に関すること
 - 市内転入、転出に伴う情報提供
 - 障害者手帳に関すること
 - 特別児童扶養手当に関すること
 - 障害者手帳を所持していない方の福祉サービスの利用に関すること
 - 障害福祉サービス・通所サービス事業所の見学同行、ケース報告
 - 家族の養育力低下に伴う緊急のサービス調整
 - サービス提供事業者との連携、要望、苦情等に関する連絡、調整
 - 他の計画相談事業所との連絡・連携・調整
 - セルフプランの立案に関する援助 など
- ② 障がいや病状の理解に関する支援
 - 本人の病状や障がいに関する相談
 - 本人の障がい特性の理解の促進
 - 発達検査、発達相談の実施 など
- ③ 健康・医療に関する支援
 - 本人の状態や保護者のニーズに合った医療機関の紹介、連絡調整
 - 訪問看護や訪問リハビリの紹介、連絡調整の実施
 - 訪問看護ステーションとの連携・連絡・調整
- ④ 不安の解消・情緒安定に関する支援
 - 本人のパニック、他傷等に関する相談
 - 保護者の子育てに関する相談
 - サービス提供事業所への苦情やトラブルに関する相談 など
- ⑤ 保育・教育に関する支援
 - 就園、小・中学校・高校への進学相談と情報提供
 - 幼稚園・保育園・小学校・学童保育での対応等についての相談
 - 不登校の相談
 - 学習についての相談
 - 施設支援の実施
 - 各園、学校との連携、連絡、情報共有 など

⑥ 家族関係・人間関係に関する支援

- 学校等での、いじめやかからかい、トラブルに関する相談
- 保護者からの家庭内での児童虐待などに関する相談
- ペアレントトレーニングの実施
- 家族状況の環境の変化に関する相談
- きょうだいについての相談
- 親子関係の悪化による対応についての相談 など

⑦ 社会参加・余暇活動に関する支援

- 習い事（運動クラブ・スイミング・ダンス教室・塾など）のインフォーマルな資源の紹介 など

⑧ 権利擁護に関する支援

- 事業所等での障害者虐待の疑いに関する相談 など

3. 障害者相談支援事業の傾向について

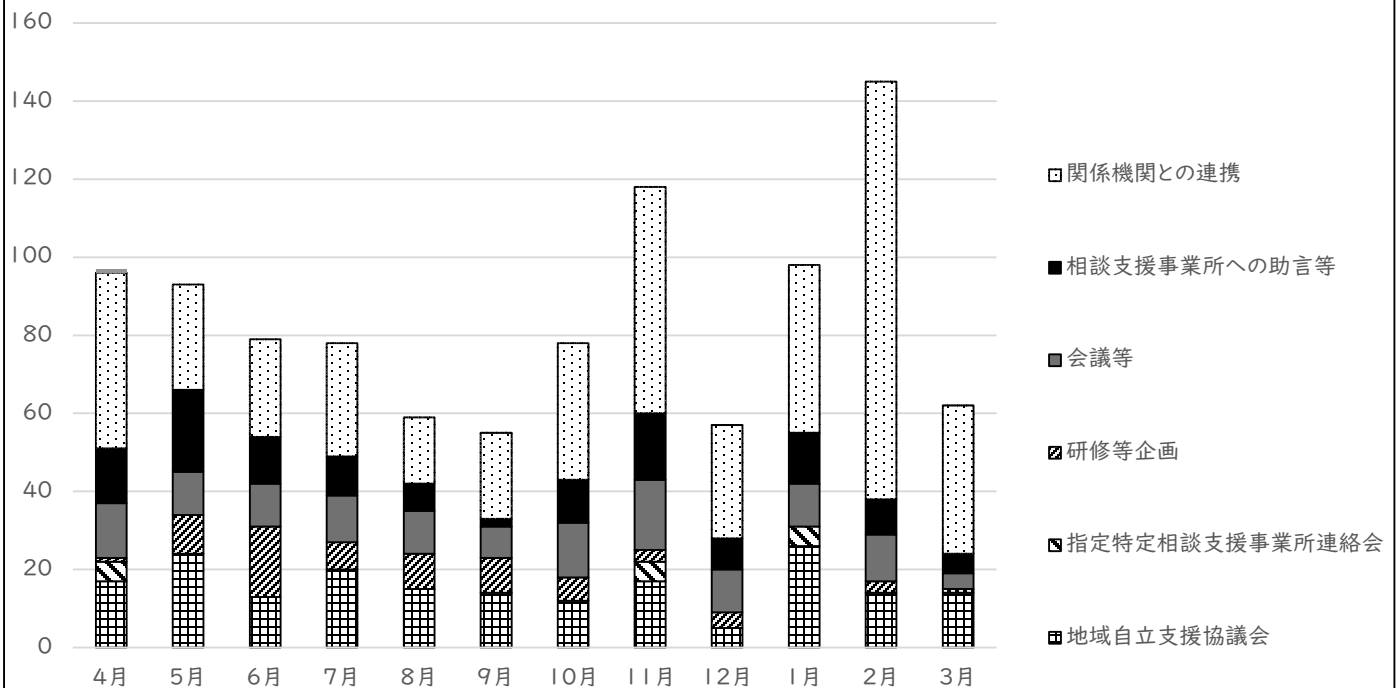
- 児童通所及び福祉サービスの社会資源を利用、活用に関する相談が主である。
- 発達障害を伴う、不登校児の相談は変わらず多く、不登校がきっかけで診断を受ける機会になっている。また不登校に関わらず、放課後等デイサービスの利用の勧奨を学校からされる事も増えている。
- 相談対象になる幼児は、未診断でもことばの遅れなどの発達の遅れ、コミュニケーションや社会性の遅れを伴っているケースが殆どである。
- サービスを利用している児の兄弟姉妹の相談や、虐待、親子関係のもつれ、保護者が精神疾患や発達障害を伴うケースも多く、複雑化し、こども家庭センターや事業所、学校等との連携をとるケースが多くある。

4. 基幹相談支援センター等機能強化事業の概要

基幹相談支援センター等機能強化事業の件数

	地域自立支援協議会	指定特定相談支援事業所連絡会	研修等企画	会議等	相談支援事業所への助言等	関係機関との連携	月合計
4月	17	5	1	14	14	45	96
5月	24	0	10	11	21	27	93
6月	13	0	18	11	12	25	79
7月	20	0	7	12	10	29	78
8月	15	0	9	11	7	17	59
9月	14	0	9	8	2	22	55
10月	12	0	6	14	11	35	78
11月	17	5	3	18	17	58	118
12月	5	0	4	11	8	29	57
1月	26	5	0	11	13	43	98
2月	14	0	3	12	9	107	145
3月	14	0	1	4	5	38	62
計	191	15	71	137	129	475	1018

基幹相談支援センター等機能強化事業 件数の推移



5.基幹相談支援センター等機能強化事業の詳細

(1) 地域自立支援協議会

生駒市障がい者 地域自立支援協議会 担当者会	行政、市内の委託相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応の在り方に関する協議、調整、地域ネットワークの構築に向けた協議、企画、情報交換を行う。相談支援事業所及び相談員の不足に対する対応策の検討。指定特定事業所との連絡会も行い、事例検討や資源開発などを実施。	2か月に1回
生駒市障がい者 地域自立支援協議会 こども支援部会	行政、教育機関、市内の相談支援事業所、通所施設などが集まり、教育と福祉の連携をテーマに、たけまるノートの改訂と啓発、幼保こども園、小中、支援学校教員、市内事業所の職員を対象に事業所見学会の実施、医療ケア児を支援するためのリーフレット作成を行う。	5月から2月まで 毎月実施
生駒市障がい者 地域自立支援協議会 権利擁護部会	行政、市内の相談支援事業所等が集まり、障がい児・者理解の為にサポーター養成講座を実施、子ども向け講座も検討。障害者虐待対応マニュアルの見直し。	1か月に1回

(2) 指定特定相談支援事業所連絡会

指定特定相談支援事業所 連絡会	市内の指定特定相談支援事業所が集まり、事例検討や相談場面のロールプレイなどの研修を行う	年3回
--------------------	---	-----

(3) 研修会等の企画

ふれあいペアレント	ASDや社会的コミュニケーションの困難をもつ子どもの親の為のプログラム。講座を通して子どもの行動理解や接し方のコツなどをグループで学ぶ。	5月～7月 (1クール)
トリプルPステップिंग ストーンズ	発達障害など特別なニーズのある子どもを育てる保護者向けに開発されたポジティブ・ペアレンティング・プログラム。問題行動の予防と改善、親子関係の改善、保護者のストレス軽減を目的にグループや個別支援の形で実施。	5月～7月 (1クール)
事業所内研修	① 事例検討会 ピカジップ方式でのケースの検討を実施 ② WISC-V勉強会 講師を招いての検査結果の見方	8月、12月
事業所職員研修	一般社団法人無限主催の職員対象の研修、市内の放課後デイ事業所にも声をかけ実施 「療育の専門性」についての講義	10月
幼保こども園 職員向け研修	市内の幼保こども園の職員対象に、「発達特性や課題がある子どもの支援」について講義	6月

- 奈良県相談支援従事者現任研修
- 奈良県強度行動障害支援者養成研修
- 奈良県医療的ケア児コーディネーター養成研修
※受講生でもあったが、幼児期の支援と視点についても講義
- 全国児童発達支援協議会研修
- 全国障害児者相談支援連絡協議会（名古屋・姫路）

(4) 会議等出席

健康課連絡会	健康課保健師、発達相談員と当センター相談員、発達相談員と情報交換を行う。	年2回
ことばの教室連絡会	ことばの教室教諭と健康課、こども支援センターあすなろ職員、発達相談員で情報交換を行う。	年2回
生駒市放課後等 デイサービス協議会	市内の放課後等デイサービス事業所や計画相談事業所が集まり、情報共有や交換を行う	年3回
生駒市児童発達支援 事業所連絡会	市内の児童発達支援事業所と計画相談事業所で情報共有や交換、研修等を行う	年3回
生駒市要保護児童対策 地域協議会実務者会議	行政、教育、福祉等の機関で構成され、毎月の新規ケースと要保護家庭の支援の振り返りを行う。	毎月
生駒市5歳児健康診査事 業の実施体制の整備等 に関する懇話会	令和7年度5歳児健康診査（試行実施）の報告 令和8年度5歳児健康診査（試行実施）の検討	12月
生駒市医療のまちづくり ビジョン策定懇談会	様々な立場から医療に関する現状を共有し、医療のまちづくりビジョン案の策定に意見	3回

(5) 指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等について

- 初回相談時の同席
- ケースワークについての助言
- サービス利用についての考え方、保護者への提案、助言の仕方

(6) 関係機関との連携

- こども家庭センターこどもサポート係や障がい福祉課等と要対協ケースについての共有や調整
- ケース会議、支援会議での役割確認

(7) その他

- 施設支援
幼稚園や保育園、小学校、学童保育所等で要請に応じて各園に出向き、気になる子どもへの処遇方法等について助言等行う。
療育の必要性があっても諸事情から療育にはつながることができないケースにも対応。
定期的実施することで各機関と緊密な連携や支援を行うことに繋がっている。
- ひまわり教室・なかよし教室
健康課が実施する母子フォロー教室（ひまわり教室・なかよし教室）に相談員がそれぞれ年3クール、月2回ずつ参加。療育につなげていく場面で顔見知りの相談員がいることは、保護者の安心につながり、療育へのハードルも低くなると共に、健康課との連携もより良いものになっている。
- 発達相談（参考）
こども支援センターあすなろ所属の発達相談員が、毎年あすなろの通園児の発達検査を対応してくれているが、発達検査を受けることができる医療機関が限られていることも鑑みて、市内事業所の利用児の発達検査も依頼し対応してもらっている状況。児童発達支援事業所が年々増加傾向であることに伴い、令和7年度はあすなろ通園児よりも他事業所の利用児の相談の方が件数が多くなっている。その際、担当の相談支援専門員も検査や検査返しに同席するなどしながら、就学を見据えて保護者のこどもへの理解が深められるよう丁寧に支援を行っている。

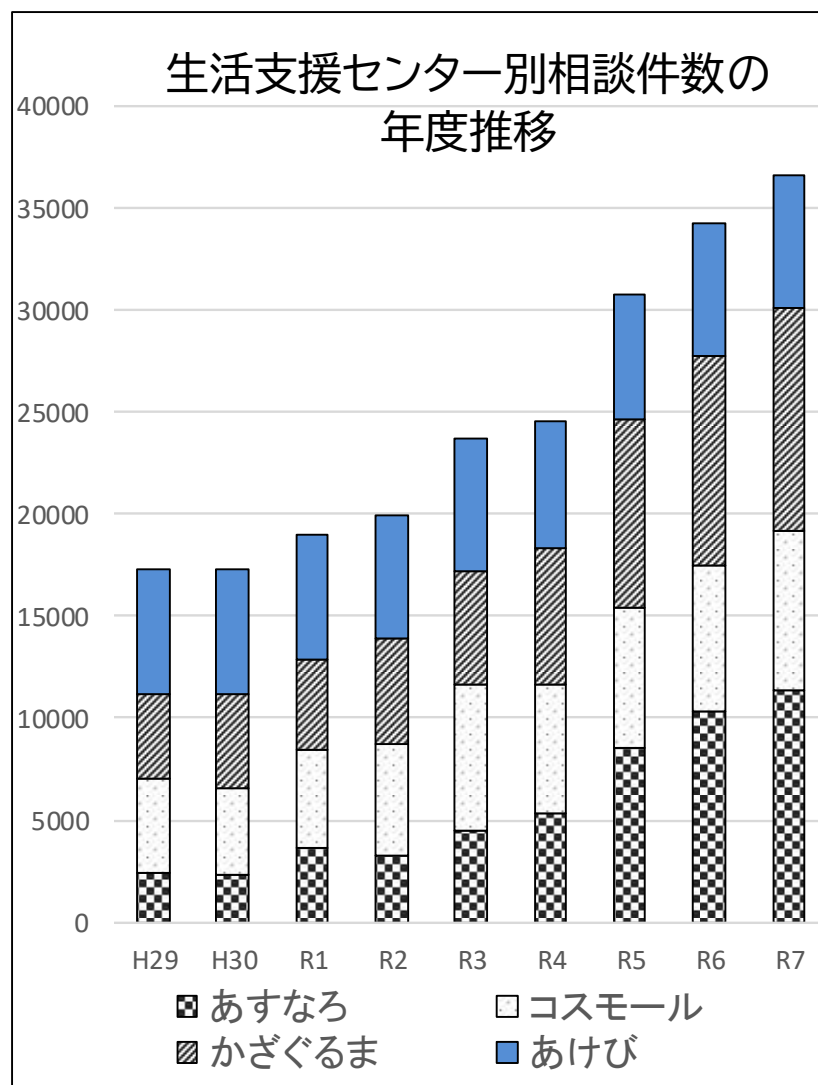
6. 基幹支援センター等機能強化事業の傾向について

- 各サービス事業所とは、それぞれの状況の確認などが中心であるが、家庭状況把握や保護者支援では事業所によって差が大きく、保護者と緊密な関係を築いて取り組めていない事業所や相談支援事業所の役割を正しく理解されていない事業所もあるため共有しにくい場合もある。反対に、積極的介入をし役割をもって支援してくれている事業所もあり、子どもの心の支えになっている。
幼保こども園、小学校、特別支援学校については、当センター（通所も含む）が認知され、直接相談や相談機関としての紹介、支援会議の依頼も増えている。中学校の連携は一時的に繋がっても、継続や維持がされにくい状況がある。
- 自立支援協議会の特にこども支援部会については、当センターが中心になって取り組むことがほとんどの為、負担も大きい。地域の課題として事業所見学会やたけまるノートの改訂、医療的ケア児の理解促進のためのパンフレットづくりなど、各機関が集まって検討できることの意義も大きい。
- 指定特定相談支援事業所連絡会は、一人事業所も多いため、事例検討やミニ研修を行う事で相談支援専門員同士での交流や意見交換が出来、刺激にもなっている。しかし、コアな悩みなどは吸い上げにくい状況であったり、不参加の事業所への状況把握など、安心して相談できる、委託事業所との関係づくりは今後も必要である。

7. 相談支援事業の課題について

- 今年度より計画相談の件数は減少しているが、相談支援専門員の業務負担を減らせるよう、市と協議を重ねた結果である。しかし、委託の相談件数は大きく変わらず、合わせて、指定特定相談支援事業所の閉所に伴い、その調整やフォローに奔走する事も多かった。当センターも人員を増やしたが、ギリギリのラインで対応しており、次年度の新規の計画相談の受け入れが、早期に困難になると思われる。
- 共働きの家庭が増え、低年齢での保育園、こども園への入園になったことで療育につながるタイミングが遅くなっている。就労しながら療育先に送迎することの困難さもある。
早期に療育につないでいくために保育園、こども園でどう支援し、健康課の発達相談につなげるかなど検討していくことが必要。保育所等訪問支援を行う事業所が増え、周知してもらう事で、園へのバックアップもできるのではないかと考える。
- 同じく、特別支援学校に通う児童の保護者の就労も増え、学童が無いため、放課後に家庭で一人で過ごせず放課後等デイサービスを利用することが多いが、重度の知的障害がある児童を受け入れてくれる事業所が不足しており多くの事業所や障害福祉サービスを組み合わせて対応する状況。延長加算で対応している事業所も少ない。支援学校にも学童保育を設置するなどの検討も必要だと考える。
- 外国籍の家族の支援のニーズが増えている。療育につながるまでのフローや、子どもの特性理解のためのツールなど、多言語で必要な場合が増えてきている。

令和7年度相談支援事業実績報告・概況報告まとめ 1



障害者相談支援事業の概要と相談件数

(1)福祉サービスの利用に関する支援	22,075
(2)障がいや病状の理解に関する支援	1,459
(3)健康・医療に関する支援	1,797
(4)不安の解消・情緒安定に関する支援	2,662
(5)保育・教育に関する支援	1,155
(6)家族関係・人間関係に関する支援	1,968
(7)家計・経済に関する支援	578
(8)生活技術に関する支援	577
(9)就労に関する支援	2,022
(10)社会参加・余暇活動に関する支援	697
(11)権利擁護に関する支援	392
(12)その他(専門機関の紹介・調整)	3,119
合 計	38,501

令和7年度相談支援事業実績報告・概況報告まとめ 2

基幹相談支援センター等機能強化事業の概要と相談件数

(1)地域自立支援協議会	348
(2)指定特定相談支援事業所連絡会	36
(3)研修等企画	100
(4)会議等出席	238
(5)指定特定・指定障害児相談支援事業所 への助言等	981
(6)関係機関との連携	700
(7)地域移行・地域定着の促進の取り組み (一人暮らし体験計画作成等)	44
(8)その他	14
合 計	2,461

相談支援の傾向と課題

●サービス利用者の増加に伴い、新規相談を含めた対応相談件数は引き続き増加しており、相談支援専門員の更なる充足が必要である。また、ひとり事業所や兼務の相談員もあり、相談員が孤立しないような対話や仕組みづくりも継続する必要がある。

●発達障害を伴う不登校児の相談は引き続き多い。障がい受容や障がい特性の理解が不十分である場合も多い。また、思春期で相談に繋がるケースは、発達障害や精神疾患が重複しており、家庭内での過ごしにくさや生きづらさがあり、自己否定の感情をもちながら生きてきた児童も多く、本人と対話できる人や場所を充足させる等、地域全体で支えていく仕組みづくりが必要である。

●複合課題を抱えた家庭支援は、引き続き増加している。重層的支援体制の構築も進められてはいるが、支援者間で日々の細かな連携が重要となる。相談員個人の力量では難しい場合も多く相談員が抱え込むことなく、地域の関係機関が互いの役割を再確認し、共に動きながら協力して家庭支援を継続できるよう、引き続き連携を強化していく必要がある。

●家族や本人の高齢化が進んでいる。また障がい重度化する場合も多い。高齢分野や医療との更なる連携が必要になっている。